

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号 等												
記載例	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	調査	測量調査を行うこと。	○	(左記要求事項を確認のこと。) 左記のとおり対応する。	—												
記載例	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	8 薬品貯留槽および小出槽の容量は以下のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(1) 次亜貯留槽</td> <td>10m3×3槽</td> </tr> <tr> <td>(2) 次亜小出槽</td> <td>1m3×1槽</td> </tr> <tr> <td>(3) 苛性ソーダ貯留槽</td> <td>20m3×3槽</td> </tr> <tr> <td>(4) 苛性ソーダ小出槽</td> <td>3m3×1槽</td> </tr> <tr> <td>(5) PAC貯留槽</td> <td>30m3×3槽</td> </tr> <tr> <td>(6) PAC小出槽</td> <td>4m3×1槽</td> </tr> </table>	(1) 次亜貯留槽	10m3×3槽	(2) 次亜小出槽	1m3×1槽	(3) 苛性ソーダ貯留槽	20m3×3槽	(4) 苛性ソーダ小出槽	3m3×1槽	(5) PAC貯留槽	30m3×3槽	(6) PAC小出槽	4m3×1槽	○	(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。) (1)次亜貯留槽 10m ³ ×3層 (2)次亜小出層 1m ³ ×1層	様式※-※頁 図面番号 ※
(1) 次亜貯留槽	10m3×3槽																				
(2) 次亜小出槽	1m3×1槽																				
(3) 苛性ソーダ貯留槽	20m3×3槽																				
(4) 苛性ソーダ小出槽	3m3×1槽																				
(5) PAC貯留槽	30m3×3槽																				
(6) PAC小出槽	4m3×1槽																				
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	調査	測量調査を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	調査	土質調査を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	調査	工事への影響が考えられる埋設物の調査を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	調査	工事に伴う騒音、振動、臭気、地盤沈下等の周辺環境調査を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	調査	電波障害等対策に関する事前および事後調査を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	調査	更新予定地の土壌汚染の確認、調査を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	調査	説明会等実施支援を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	設計	基本・実施設計を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	設計	設計に伴う各種申請書類等の作成および関係機関との協議を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	建設	整備対象施設の土木、建築、機械および電気の各種工事を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	建設	工事監理者による工事監理を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	建設	工事に必要な各種申請書類等の作成および関係機関との協議を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	3	(6)	事業者の業務範囲	建設	試運転、運転操作研修、設備台帳、運転・維持管理方法を記載した文書の作成など、施設の引渡しに必要な業務を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	4	(1)	基本事項	事業に伴う履行場所・ 使用目的	局が指定する用地において、本事業を履行すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	4	(2)	事業期間		事業期間は、契約締結日の翌日から令和10年3月10日(試運転期間を含む)までとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)													
	第1	4	(3)	事業スケジュール		事業スケジュールは以下のとおりとすること。 ※スケジュールは今後変更が生じることがある。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>時 期</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年2月</td> <td>契約締結 設計の着手</td> </tr> <tr> <td>令和6年7月</td> <td>建設工事の着手</td> </tr> <tr> <td>令和10年3月</td> <td>建設工事完了</td> </tr> </tbody> </table>	時 期	内 容	令和5年2月	契約締結 設計の着手	令和6年7月	建設工事の着手	令和10年3月	建設工事完了		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)					
時 期	内 容																				
令和5年2月	契約締結 設計の着手																				
令和6年7月	建設工事の着手																				
令和10年3月	建設工事完了																				

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号 等																																																																																															
	第1	4	(5)	遵守すべき関係法令等		事業者は、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則および要綱等を遵守すること。 また、法令に照らして必要な許認可を有していることを確認し維持するとともに、下請け契約又は再委託契約においては、当該許認可を有する者に発注又は委託すること。 必要となる許認可を取得する場合は、事業者の責任において取得するものとし、その費用も事業者の負担とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																
	第1	4	(5)	遵守すべき関係法令等		本事業に係る法令等は本項に示すとおりとし、最新版を適用すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																
	第1	4	(7)	原水水質		要求水準書に示す原水供給条件、水質実績および水質管理における留意事項を踏まえた水道施設とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																
	第1	4	(8)	浄水の要求水質		下表に示す、新仁井田浄水場および豊岩浄水場における浄水の要求水質を満足すること。 なお、基準値は、水道法第4条の規定に基づき水質基準に関する省令で規定する値を示し、必ず適合する必要がある。 目標値は、水質管理上留意すべき値を示し、本事業で整備する施設、設備が達成できるよう努力すべき目標であり、達成を必須とはしない。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">新仁井田浄水場</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> <th>要求水質</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総トリハロメタン</td> <td>mg/L</td> <td>0.1</td> <td>0.04</td> <td>0.015</td> </tr> <tr> <td>アルミニウムおよびその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.2</td> <td>0.2</td> <td>0.1</td> </tr> <tr> <td>鉄およびその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.3</td> <td>0.3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>マンガンおよびその化合物</td> <td>mg/L</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>カルシウム、マグネシウム等(硬度)</td> <td>mg/L</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>10~100</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留物</td> <td>mg/L</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>30~200</td> </tr> <tr> <td>ジェオスミン</td> <td>ng/L</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2-メチルイソボルネオール</td> <td>ng/L</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>有機物(全有機炭素の量)</td> <td>mg/L</td> <td>3</td> <td>1.5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>pH値</td> <td></td> <td>5.8~8.6</td> <td>5.8~8.6</td> <td>7.5程度</td> </tr> <tr> <td>濁度</td> <td>度</td> <td>2</td> <td>0.1</td> <td>0.01</td> </tr> <tr> <td>その他の水質基準項目(40項目)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>水質基準値に適合すること</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">豊岩浄水場</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>基準値</th> <th>要求水質</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジェオスミン</td> <td>ng/L</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2-メチルイソボルネオール</td> <td>ng/L</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>その他の水質基準項目(49項目)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>水質基準値に適合すること</td> </tr> </tbody> </table>	新仁井田浄水場					項目	単位	基準値	要求水質	目標値	総トリハロメタン	mg/L	0.1	0.04	0.015	アルミニウムおよびその化合物	mg/L	0.2	0.2	0.1	鉄およびその化合物	mg/L	0.3	0.3	—	マンガンおよびその化合物	mg/L	0.05	0.05	0.01	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300	300	10~100	蒸発残留物	mg/L	500	500	30~200	ジェオスミン	ng/L	10	3	1	2-メチルイソボルネオール	ng/L	10	3	1	有機物(全有機炭素の量)	mg/L	3	1.5	1	pH値		5.8~8.6	5.8~8.6	7.5程度	濁度	度	2	0.1	0.01	その他の水質基準項目(40項目)				水質基準値に適合すること	豊岩浄水場					項目	単位	基準値	要求水質	目標値	ジェオスミン	ng/L	10	3	1	2-メチルイソボルネオール	ng/L	10	3	1	その他の水質基準項目(49項目)				水質基準値に適合すること		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
新仁井田浄水場																																																																																																								
項目	単位	基準値	要求水質	目標値																																																																																																				
総トリハロメタン	mg/L	0.1	0.04	0.015																																																																																																				
アルミニウムおよびその化合物	mg/L	0.2	0.2	0.1																																																																																																				
鉄およびその化合物	mg/L	0.3	0.3	—																																																																																																				
マンガンおよびその化合物	mg/L	0.05	0.05	0.01																																																																																																				
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/L	300	300	10~100																																																																																																				
蒸発残留物	mg/L	500	500	30~200																																																																																																				
ジェオスミン	ng/L	10	3	1																																																																																																				
2-メチルイソボルネオール	ng/L	10	3	1																																																																																																				
有機物(全有機炭素の量)	mg/L	3	1.5	1																																																																																																				
pH値		5.8~8.6	5.8~8.6	7.5程度																																																																																																				
濁度	度	2	0.1	0.01																																																																																																				
その他の水質基準項目(40項目)				水質基準値に適合すること																																																																																																				
豊岩浄水場																																																																																																								
項目	単位	基準値	要求水質	目標値																																																																																																				
ジェオスミン	ng/L	10	3	1																																																																																																				
2-メチルイソボルネオール	ng/L	10	3	1																																																																																																				
その他の水質基準項目(49項目)				水質基準値に適合すること																																																																																																				
	第1	4	(9)	排水処理の目標水質		浄水処理過程で生じる排水は、濃縮等の排水処理工程により適切に処理し、濃縮した汚泥は天日乾燥床に送泥し、処理水は古川に放流すること。 なお、放流する処理水は、関係法令等で定められる排水基準を満たすこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																
	第1	4	(10)	整備対象施設の耐用年数		各施設および設備は、適切な保守等のもと、地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)別表第2号に定める有形固定資産の耐用年数以上が維持できる仕様とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																
	第1	4	(11)	契約不適合責任		対象施設の設計・建設に係る契約不適合責任の期間は、引渡しを受けた日から2年間(ただし、契約不適合が故意又は重大な過失による場合は10年間)とする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																
	第1	4	(12)	性能保証		本要求水準書に規定する要求性能、および本書に基づき事業者が作成する事業提案書に記載される対象施設の性能は、不可抗力、局の誤操作に起因する場合を除き、全て事業者の責任と費用負担により確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																
	第1	4	(13)	試験および試運転		試験および試運転を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	環境との調和	構造物の形態および配置については、周辺環境に適応し、調和のとれたものとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	維持管理安全性に配慮した施設計画	構造物、機器等の周辺には十分な管理スペースを確保するとともに、歩廊、階段、点検台、手摺り等を設け、日常的な点検および保守管理作業が安全かつ効率的に行えるよう配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	維持管理安全性に配慮した施設計画	開口部廻り、搬入バルコニーなど、作業時における転落の危険性のある箇所には、安全帯を設置するための十分な数の丸環を設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	自然災害	「降雪」「落雷」「塩害」に留意すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等									
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	浸水対策	浸水対策における洪水規模は「想定最大規模」とし、本事業において建設された施設、設備等は、浸水高さまで浸水した場合においても、浄水場の機能を喪失することのないよう配慮すること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>想定浸水高さ</th> <th>浸水対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新仁井田浄水場</td> <td>TP +7.5m</td> <td>盛土によるかさ上げ</td> </tr> <tr> <td>豊岩取水場</td> <td>TP +10.0m</td> <td>躯体によるかさ上げ</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	想定浸水高さ	浸水対策	新仁井田浄水場	TP +7.5m	盛土によるかさ上げ	豊岩取水場	TP +10.0m	躯体によるかさ上げ		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
施設名	想定浸水高さ	浸水対策																
新仁井田浄水場	TP +7.5m	盛土によるかさ上げ																
豊岩取水場	TP +10.0m	躯体によるかさ上げ																
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	浸水対策	想定浸水高さは、契約後の設計段階において、事業者が最新のデータを基に各施設での浸水高さを設定し、局と協議の上、決定すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	施設配置	各施設の配置は、維持管理や監視のし易さ、見学者の安全性、動線について配慮すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	施設配置	見学者の動線は、浄水処理の過程を快適に見学可能な動線とするため、屋根の設置や通路の確保、手摺の設置などに配慮すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	施設配置	転落防止のための安全施設やバリアフリーに配慮し、全ての人が利用しやすい施設とすること。特に見学者動線となる範囲については、ユニバーサルデザインに配慮すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	施設配置	地震等の災害時における応急給水時において、給水活動を円滑に行えるような危機管理動線を考慮すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	施設配置	給水基地は、給水車(タンク容量4,000L)2台がスムーズに給水できるスペースを確保し、給水車の車両後方および上部からの給水が可能な応急給水装置等を設置すること。また、冬季の凍結対策を施すこと。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	施設配置	場内除雪時に発生した雪の堆雪場所を確保すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	施設諸元	同項で定める施設諸元に基づく設計、建設を行うこと。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	構造形式(土木構造物)	原則として鉄筋コンクリート造とするが、基礎形式と合わせて浮力対策、液状化対策を講ずること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	構造形式(建築構造物)	原則として鉄筋コンクリート造とし、基礎も含めて全て建築基準とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	構造形式(建築構造物)	汚泥脱水保管棟、車庫棟、資機材倉庫は鉄骨造としても良い。なお水道施設耐震工法指針による構造分類による範囲を建築基準とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	基礎構造	基礎形式は事業者の提案によるが、計画地盤の性状、支持層、基盤層を考慮した最適な工法を採用すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	躯体関係	各施設の構造は、清掃時でも十分機能を発揮できる構造・容量・池数とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	躯体関係	構造物の規模に応じ、伸縮目地やひび割れ誘発目地を配置すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	躯体関係	浄水施設の池内は、防食対策を施すこと。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	配管関係	使用する水道用機材の規格は、JWWA規格もしくはJIS規格とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	配管関係	原則として、耐震と防食を考慮した配管とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	配管関係	構造物と埋設管の境界付近は、地盤の沈下や地震対策として、可とう管を適切に設置すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	配管関係	対象施設の建設に支障となる管路のうち、不要または未活用の管路は撤去し、既存施設の運転管理上必要な管路は移設すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	配管関係	手洗いや床洗浄、機器洗浄等に使用する散水栓を必要箇所に設けること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	配管関係	冬季の凍結対策を施すこと。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号 等
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	仮設工法	仮設工法は事業者の提案によるものとし、各構造物の深さや隣接構造物の離隔等を考慮した、最適な施工方法を採用すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	環境対策	騒音、振動、排水、防塵、土壌汚染、生活道路の確保などを考慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	環境対策	騒音規制、土壌汚染対策については、市環境部との協議を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	ユーティリティ	局との分界点において、電力使用量、水道使用量等を把握可能な設備等を設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	省エネルギー対策	高効率機器の積極的な活用、エネルギーの効率化を図るなど、省エネルギーに配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	撤去工事	事業者は、建設発生土および建築廃棄物等の建設副産物の処理に当たっては、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守するものとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	撤去工事	撤去機器および撤去品を産業廃棄物として適切に処分し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写しを監督員に提出すること。鉄・銅類等の指定された有価物は、場内の指定された場所に運搬すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	撤去工事	処分地の所在地および運搬距離等を明記した、再生資源利用(促進)計画書を提出すること。 なお、建設廃棄物の運搬および処理を委託する場合は、個別に書面により委託契約を締結し、その写しを提出すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	撤去工事	撤去工事に先立ち、「石綿則に基づく事前調査のアスベスト分析マニュアル【1.20版】平成30年3月」に拠る分析調査を行うこと。 含有が確認できた建材については法令等に準拠した処分とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	その他	浄水場全体の避雷対策を行うこと。(JIS規格準拠)		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	その他	全ての施設、設備の仕様については、降雪、落雷、塩害等の地域特性を考慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	その他	毒物の混入やサイバーテロなどのテロ対策として、十分なセキュリティ機能を確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	その他	既設機器の撤去に際しては、油入変圧器、コンデンサ等についてPCB含有調査を実施し、PCBの混入規定値によって適正な報告、処理を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	耐震性能	土木構造物(排水施設含む。)の耐震性能の要求水準 重要度:ランクA1 レベル1地震動に対して耐震性能1 レベル2地震動に対して耐震性能2		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	耐震性能	建築構造物 耐震安全性の分類:構造体Ⅱ類		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	耐震性能	建築非構造物 耐震安全性の分類:A類		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	耐震性能	建築設備 耐震安全性の分類:甲類		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	耐震性能	機械・電気設備 指針(水道施設耐震工法指針・解説)に準拠		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(14)	各施設の共通要求事項	耐久性	建築構造物のコンクリートの耐久設計基準強度を設定するに当たっては、計画供用期間の級を「標準」以上とし、耐久性に配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(15)	その他		本事業の実施に際しては、地域住民の信頼と理解、協力を得ること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(17)	衛生管理	ア	水道施設構内およびその付近で業務を行う際は、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第1	4	(17)	衛生管理	イ	作業従事者について水道法第21条および水道法施行規則第16条に基づく健康診断(腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査)の検査結果報告書を作業開始日までに提出すること。(写し可) なお、作業期間が同報告書の発行日から起算して6か月を超える場合は新たに検査を実施し、結果報告書を提出するものとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
	第2	1	(1)	事前調査業務	用地測量および地下埋設物調査	以下の業務を行うこと。 ア 用地測量 (ア) 平面測量 a 境界杭、弁柱類、電気ハンドホール、構造物等の実測 (イ) 水準測量 a 各施設およびその他地盤面の高さ b 既設導水、浄水および排水施設等 (ウ) 平面図および縦断面図、横断面図の作成 ウ 事業者による調査範囲 更新整備で必要となる箇所の測量調査および地下埋設物調査は、事業者の負担により実施すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	1	(1)	事前調査業務	用地測量および地下埋設物調査	以下の業務を行うこと。 イ 地下埋設物調査 (ア) 上水道管路、電気ケーブル、ハンドホール等の既設埋設物位置および高さの確認を行うこと。 (イ) 地下埋設調査については、現況図面を基に現地調査を行い、埋設位置図の作成を行うとともに、必要に応じて、埋設位置確認のため試掘調査を行うこと。ただし、既設埋設物との交差部や接合部については、必ず調査を実施すること。 (ウ) 既存の図面は、必ずしも最新状況を反映していないことから、事業者は、現地調査を十分に行うこと。 ウ 事業者による調査範囲 更新整備で必要となる箇所の測量調査および地下埋設物調査は、事業者の負担により実施すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	1	(2)	事前調査業務	土質調査	以下の業務を行うこと。 ア 試験項目等 (ア) ボーリング調査(標準貫入試験、プレッシャーメーター試験、現場透水試験等) (イ) 物理試験(密度、含水量、粒度、液・塑性限界、湿潤密度等) (ウ) 力学試験(一軸圧縮、三軸圧縮、圧密等) (エ) 必要箇所(主要施設は、最低1本以上)のボーリング調査を行い、基盤面までの確認を行うこと。 イ 事業者による調査範囲 上記、整備対象施設の土質調査は、施設の更新整備で必要となる箇所を事業者の負担により実施すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	1	(3)	事前調査業務	雨水・汚水排水路の確認	事業者は、既設の雨水、汚水排水路の経路を確認すること。 排水経路等については、現地調査を実施し、特定施設変更許可申請に必要なかつ十分な調査を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	2		設計業務		整備対象施設の設計および一部の整備対象外施設の基本設計に関する業務、主に「第2 3 各施設の要求水準」に示す施設の設計を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	2		設計業務		設計に際して必要な申請書類(計画通知等)の作成、局が行う国庫補助事業および交付金事業に係る申請書類等の作成の補助業務等を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	2	(1)	設計業務	共通事項	設計に当たっては、工事が施設運転の妨げとならないよう配慮するとともに、業務計画に基づき期間内に設計を完了すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	2	(2)	設計業務	設計図書の提出	事業者は、設計業務に関し、次の図書を提出すること。 なお、設計報告書および設計図等は、基本設計、実施設計、工事段階の承認図書をまとめたものに加え、施設完成時点で体系的にとりまとめた成果を提出すること。 提出する設計図書の仕様、部数、様式等は、局の指示に従うこと。 ア 設計報告書 3部 イ 設計図(図面、特記仕様書を含む) 3部 ウ 設計計算書 3部 エ 工事費内訳書 3部 オ 数量計算書(拾い図含む) 3部 カ 施工計画書 3部 キ その他各種申請図書 必要部数		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	2	(3)	設計業務	電子納品	「設計図書の提出」で指定した図書について電子データを3部納品すること。 電子データとは、「工事完成図書の電子納品等要領」(平成25年10月秋田市)に定めるところにより作成されたものを指す。 提出するファイル形式については、局の指示に従うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号 等						
	第2	2	(4)	設計業務	提出期限	設計スケジュール(予定)は以下のとおりとする。 事業者は、各設計図書を以下の期限までに提出すること。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>時 期</th> <th>内 容</th> </tr> <tr> <td>令和5年9月</td> <td>基本設計図書の提出</td> </tr> <tr> <td>令和6年7月</td> <td>実施設計図書の提出</td> </tr> </table>	時 期	内 容	令和5年9月	基本設計図書の提出	令和6年7月	実施設計図書の提出		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
時 期	内 容														
令和5年9月	基本設計図書の提出														
令和6年7月	実施設計図書の提出														
	第2	2	(5)	設計業務	完成確認	事業者は、局の請求に基づき設計業務過程の出来高を局に報告し、出来高又は完成確認を必ず受けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	構造	施設の運転を継続しながら、同一構造物内において設備の更新が可能な構造とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	構造	浄水施設は、上屋を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	構造	排水処理施設のうち、点検が必要な機器の設置範囲には上屋を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	沈砂池	複数系列化を図り、1池清掃、補修時も機能が維持できる構成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	沈砂池	高濁度時においても、砂等の確実な沈降除去が可能な、沈砂機能を優先させた容量、形状とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	沈砂池	沈砂池は取水ポンプの前段に設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	取水ポンプ井	複数系列化を図り、1池清掃、補修時も機能が維持できる構成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	着水井	複数系列化を図り、1池清掃、補修時も機能が維持できる構成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	混和池	複数系列化を図り、1池清掃、補修時も機能が維持できる構成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	フロック形成池	複数系列化を図り、1池清掃、補修時も機能が維持できる構成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	沈澱池	複数系列化を図り、1池清掃、補修時も機能が維持できる構成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	急速ろ過池	複数系列化を図り、1池清掃かつ1池補修時においても計画浄水量を確保可能な構成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	浄水池	有効容量を12,000m ³ 以上とし、2池以上の構成とする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	浄水池	池内滞留時間の長期化に伴う水質管理に留意した構造とするとともに、水質劣化対策に配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	浄水池	維持管理性に十分配慮して配管類(管、弁栓類など)を設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	排水池	維持管理性を考慮し2池以上の構成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)							

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ / 図面番号 等
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	排泥池	維持管理性を考慮し2池以上の構成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	濃縮槽	排泥池汚泥を処理できる容量とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	濃縮槽	計画処理固形物量から求めた汚泥量を安定的に処理できる機能を有すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	濃縮槽	維持管理性を考慮し2池以上の構成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	濃縮槽	臭気対策として上屋を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	紫外線処理設備	将来的な紫外線処理施設の設置を想定した施設、設備配置とし、分岐配管を準備すること。分岐配管には弁栓類を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	送水ポンプ棟	管理棟との合棟を基本とするが、配置計画、経済性、維持管理性等で有利性を示せれば分棟も可とする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	水理計算、管厚計算等により、適切な口径、管種を選定し、必要に応じて管防護を施すこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	φ75mm以上については、ダクタイル鑄鉄管(耐震継手)を使用するとともに、必要箇所には伸縮可とう管を設置し耐震化を図ること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	φ50mm以下については、維持管理性や耐震性に優れた材料を使用すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	躯体貫通部における止水を確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	流水の遮断、制御、水圧調整等を有効かつ安全に行うため、弁栓類を適所に設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	制御する水量、水圧等を検討し、適切な弁栓類を選定すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	弁栓類は交換が容易であるものとすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	埋設弁栓類設置部には、弁筐又は弁室等を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	電食対策を施すこと。 電気防食装置の仕様(参考) (1) 負荷電流 手形山送水管:30A 豊岩幹線 :20A (2) 設置深度 80~113m		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	維持管理および管体保護の観点からポリスリーブ被覆、管理設用明示シートを施すこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	工事後の洗管等を考慮した排水管等を設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	更新予定地内に埋設されている手形山送水管、御所野送水管および御野場本管は、古川横断後まで布設替えの上、既設管と切替えること。ただし、御野場本管は、φ300mmでの布設替えとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	古川の横断は、さや管推進工法による伏せ越しとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	既設水管橋は全て撤去すること。ただし、橋台部分は杭基礎を残し撤去、橋脚部分は河床から2mの深さまで撤去としてよい。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	廃止管はモルタル等を充填すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	手形山送水管、豊岩送水管および御所野送水管の既設管切替作業は、不断水工法で行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	手形山送水管の古川横断部から既設送水管までの区間は、電食対策として鋼管で施工すること。 また、送水ポンプから既設送水管まで全ての区間を鋼管で施工することができる。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管	既存豊岩配水場から御所野送水管および仁井田浄水場浄水池へ連絡する管路の機能を、新仁井田浄水場完成後も利用可能となるように改造すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画	各種指針等による耐震基準を満たし、十分な耐震性能を確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画	テロ対策として、十分なセキュリティ機能を確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画	各施設の規模は、必要かつ十分な大きさとし、無駄のない計画とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画	職員・見学者動線となる施設は、ユニバーサルデザインに配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画	仕上げについては、施設ごとに適切な仕様とする。 事務室はフリーアクセスフロアとすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画	建物の使用期間中に、躯体や構造に大規模な改修をすることなく、配管等の更新が行えるよう配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画	設備による騒音、振動により、維持管理に支障のないよう防音防振計画に配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画	各施設の出入り口は、風による雨や雪の吹き込みがないように配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第1節 共通工事	配管工事について (1) 使用する材料は標準仕様書によること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第1節 共通工事	配管工事について (2) 給水装置や公共下水道に属する部分は局の各基準に従うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第1節 共通工事	配管付属品について (1) 配管付属品の用途、材質、構造は標準仕様書とし、それ以外の部分は特記仕様書に明記すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第2節 空気調和設備 工事	空気調和機設備 (1) 年間を通して快適な居室環境となるよう、温湿度環境が制御可能な断熱計画、空調計画により空調設備を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第3節 空気調和設備 工事	空気調和機設備 (2) 次亜塩素酸ナトリウムの設置スペースについては、適切な温度管理ができるよう空調設備を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第4節 空気調和設備 工事	空気調和機設備 (3) 屋外に設置する室外機等は耐塩害仕様とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第5節 空気調和設備 工事	空気調和機設備 (4) 電算機等を設置する部屋は、適切な温湿度管理ができるよう空調設備を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第6節 空気調和設備 工事	空気調和機設備 (5) 電気室等の電子機器が設置されている室の外気取入れには、粗塵用フィルター(比色法25%程度)を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第7節 空気調和設備 工事	空気調和機設備 (6) 室内の空気収支を確認し、エアバランスを保つものとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第8節 空気調和設備 工事	空気調和機設備 (7) 必要換気量は、対象となる部屋の利用目的および利用形態を十分考慮するとともに、室内空気環境の維持、発熱除去等の換気のごとに必要換気量を算出し、その最大値をもってその部屋の換気量とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第9節 空気調和設備 工事	空気調和機設備 (8) 換気系統は、部屋の使用目的、使用用途によりゾーニングを行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第2節 空気調和設備 工事	ダクト設備 (1) ダクト区分は低圧ダクトとすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第3節 空気調和設備 工事	ダクト設備 (2) ダクト材質は設置する室の空気環境、使用用途に適したものを選定すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第3節 給排水衛生設備 工事	衛生器具設備 (1) 原則として節水型器具を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第3節 給排水衛生設備 工事	衛生器具設備 (2) 設置する室の使用目的、使用用途により衛生器具を選定すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第3節 給排水衛生設備 工事	給水設備 (1) 場内で使用する全ての給水は、場内で作られた水を使用すること。なお、バックアップとして豊岩幹線からの供給も可能な構造とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第4節 給排水衛生設備 工事	給水設備 (2) 給水方式は、施設の規模、用途等を考慮して選定すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第5節 給排水衛生設備 工事	給水設備 (3) 給水管分岐部には、下水道使用料算定用の量水器を設置すること。また、将来、運転業者が使用する系統の水量を計測できる、量水器の設置が可能な配管経路とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第6節 給排水衛生設備 工事	給水設備 (4) 将来の紫外線処理施設、見学・研修施設用を考慮し、将来建設予定地周辺まで給水管を埋設し、埋設表示杭、弁柱類(弁筐共)まで整備すること。(埋設給水管は建設予定地直近の弁柱類までとする)		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第7節 給排水衛生設備 工事	給水設備 (5) 冬季の凍結対策を施すこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第3節 給排水衛生設備 工事	排水設備 (1) 汚水の処理方式は公共下水道への接続とし、さや管推進工法により古川を伏せ越し、既設人孔もしくは既設汚水管に接続すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号 等
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第4節 給排水衛生設備 工事	排水設備 (2) 公共下水道の接続工法や必要な許認可は、局および関係官庁と事前協議すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第5節 給排水衛生設備 工事	排水設備 (3) 将来の紫外線処理施設、見学・研修施設用を考慮し、将来建設予定地周辺まで排水設備を埋設し、排水管、樹まで整備すること。(排水設備は建設予定地直近の樹までとする)		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第5節 給排水衛生設備 工事	排水設備 (4) 雨水に対して、安全かつ有効な排水が行える排水設備を整備すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第3節 給排水衛生設備 工事	樹類 (1) 公共下水道に接続する系統は、局の基準によること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第3節 給排水衛生設備 工事	給湯設備 (1) 熱源は電気式またはヒートポンプ式を使用すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第4節 給排水衛生設備 工事	給湯設備 (2) 浴室、湯沸室、手洗洗面所のほか、水質検査室系統において、必要給湯量を供給できるよう設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第3節 給排水衛生設備 工事	消火設備 (1) 設置許可申請が必要な危険物施設に該当する施設は、許認可が円滑に行われるよう所轄の消防機関と事前協議を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第3節 給排水衛生設備 工事	消火設備 (2) 電気室等で固定式消火設備が必要な場合は、特例適用等を検討し、固定式消火設備の除外を検討すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第4節 特殊ガス設備工 事	水質検査室で使用する分析ガスは、別紙4に示すとおりとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第4節 特殊ガス設備工 事	特殊ガスボンベ室を設け、分析ガスが必要な水質検査室に供給可能とすること。なお、特殊ガスボンベ室から水質検査室への配管等の設置は本工程対象外とする。標準仕様書やメーカー基準等に準じた機材、配管等の設置が可能ないように配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築機械設備】 第5節 昇降機設備工 事	管理棟にはエレベーター設備を設置すること。 エレベーターは、建築物の規模、用途、利用人数等に応じて交通需要を予測し、適切な台数となるように計画すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第1節 共通工事	配管工事 ライニング鋼管を使用しないこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	電灯設備 (1) 屋外や湿度の高い部屋、薬品を使用する部屋等に設置する照明器具は、ステンレス製の材質や塗装により耐候性・耐食性を確保し、防雨・防水・防湿に配慮した仕様とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	電灯設備 (2) 照明器具は、LED灯を原則とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	電灯設備 (3) 執務関係室はフル2線式リモコンスイッチによる計画とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	電灯設備 (4) 機械室、倉庫等はタンブラスイッチにより計画すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	電灯設備 (5) 昼光照明制御方式等は採用せず、手動制御とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	電灯設備 (6) 廊下およびトイレは、在/不在制御とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	電灯設備 (7) 外灯を必要箇所に設置し、夜間の場内の通行等に支障がないようにすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	電灯設備 (8) 運転業者が事務所等として使用する系統の電力を計測できる、電力量計の設置が可能な仕様とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	電灯設備 (9) 維持管理、点検等に必要箇所に保安照明を設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	電灯設備 (10) 将来拡張に配慮し、予備配線、コンセントの配置計画を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	電熱設備 (1) 凍結防止対策としてトイレ、脱衣スペース等にはパネルヒーターを設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	雷保護設備 (1) 法令要求により避雷対策が必要となった場合には、雷保護設備を設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	雷保護設備 (2) JIS(A4201-2003)に準じて雷保護設備を計画すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第2節 電力設備工事	地中線路 (1) コルゲートケーブルを使用しないこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	構内情報通信網設備 (1) 局職員が業務で使用する行政情報ネットワークについては、次のとおりとすること。 ・引込み線を布設するための配管等を設置すること。 ・関連する機器(光終端装置、ルータ、L2スイッチ)の収容スペースおよび電源を確保すること。 ・局職員全員分の端末および周辺機器を接続できるように、配線経路と電源を確保すること。 ・引込み線の布設に伴う申請および機器の移設、設定は、発注者の責任区分とするが、作業に伴う工程等の調整に協力すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	構内情報通信網設備 (2) 運転業者が使用するネットワークについては、次のとおりとする。 ・引込み線を布設するための配管等を設置すること。 ・関連する機器(光終端装置、ルータ等)の収容スペースとその電源を確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	構内情報通信網設備 (3) 事業者が自らの提案に基づき構内情報通信網設備を設置するときは、次のとおりとする。 ・仕様等は公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)によること。 ・行政情報ネットワークおよび運転業者が使用するネットワークとは、接続しないこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	構内交換設備 (1) 通信事業者と接続する回線数や配線およびその経路については、局職員用として局線6回線(直通5回線、ファクシミリ1回線)以上、運転業者用として2回線以上に対応可能とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	構内交換設備 (2) 局職員の使用する電話番号は、局の所有する電話加入権を使用すること。 なお、4回線は災害時優先回線とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	構内交換設備 (3) 配線経路や機器の収容場所は、構内情報通信設備と整合性を図ること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	構内交換設備 (4) 事務室、会議室、水質検査室、監視室に設置する電話機は、多機能電話機とし、その他の場所に設置する電話機は原則として一般内線電話機とする。なお、多機能電話機のうち4台は停電兼用型とし、その設置場所は局が指定する。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号 等
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	構内交換設備 (5) 交換機等は対象の人数、必要内線、外線数を満たし、将来の増設等に対応可能な仕様とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	構内交換設備 (6) 湿気が多い場所等に設置する電話機は、電話機収容箱(窓ガラス付)に収容すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	構内交換設備 (7) 結露などの発生の恐れのある場所に設置する場合は、プラント設備の盤と整合を取った上で電話機収容箱(窓ガラス付ステンレス製)とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	拡声設備 (1) 非常・業務兼用設備を設け、非常時の緊急放送と、平常時の見学者に対する案内放送を可能とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	誘導支援設備 (1) インターホン設備 全ての玄関に、時間外来客の受付用、身障者用のインターホン設備を設置すること。また、エレベーターにも設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	誘導支援設備 (2) トイレ呼出設備 多目的トイレには、呼出設備を設置すること。なお、その主装置は監視室に設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	テレビ共同受信設備 (1) 事務室、監視室等には、テレビ共同受信設備を設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	テレビ共同受信設備 (2) 受信方式はアンテナ方式(UHF)とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	防犯・入退室管理設備 (1) 管理棟1階の外壁開口部(窓、扉など)は、侵入検知センサーの設置が可能な構造とすること。また、制御装置(本事業対象外)に侵入検知センサーを接続するための配線経路を確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	防犯・入退室管理設備 (2) 全ての玄関に電気錠を設置し、施錠制御装置は監視室に設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	防犯・入退室管理設備 (3) 局職員が使用する事務室および更衣室の出入り口には、暗証番号入力装置付き電気錠を設置すること。なお、監視室に設置する施錠制御装置には接続しないこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	自動火災報知設備 (1) 受信機は、R型(自動試験機能付)地図式を採用とし、監視室に設置すること。また、表示機を局職員用の事務室に設置し、早急な状況把握が可能な計画とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	自動火災報知設備 (2) 感知器は、点検や補修等の維持管理性を確保し、可能な限り湿気等による誤作動を避ける配置とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建設計画 【建築電気設備】 第3節 通信・情報設備 工事	非常警報設備 (1) 警報設備は非常放送による方式とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等																																																																																																								
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	<p>収容人員諸元 施設完成時に想定される収容人員を、以下に示す。 管理、事務関係室および共通スペースは、各人数に応じた規模とすること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当</th> <th>人数</th> <th>勤務体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">局職員</td> <td>管理職</td> <td>3名</td> <td>通常</td> </tr> <tr> <td>浄水管理係</td> <td>6名</td> <td>通常</td> </tr> <tr> <td>設備係</td> <td>11名</td> <td>通常</td> </tr> <tr> <td>水質管理室</td> <td>8名</td> <td>通常</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">運転業者</td> <td>管理業務担当</td> <td>3名</td> <td>通常</td> </tr> <tr> <td>運転業務担当</td> <td>8名</td> <td>交代</td> </tr> <tr> <td>排水処理担当</td> <td>1名</td> <td>変則</td> </tr> <tr> <td>その他の業務関係者</td> <td>施設清掃員</td> <td>1名</td> <td>通常</td> </tr> </tbody> </table> <p>勤務体制については、次のとおりとする。 ・通常:勤務日は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。休日は、土曜日、日曜日、祝日法に規定する国民の祝日(以下「祝日」という。)および年末年始とする。 ・変則:勤務日は、月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後5時15分までとする。休日は、日曜日、祝日および年末年始とする。 ・交代:1班2名の4班体制とし、午前8時30分から午後5時15分までの2直と、午後5時から午前0時までの3直および午前0時から8時45分までの1直を交代で勤務する。</p>	名称	担当	人数	勤務体制	局職員	管理職	3名	通常	浄水管理係	6名	通常	設備係	11名	通常	水質管理室	8名	通常	運転業者	管理業務担当	3名	通常	運転業務担当	8名	交代	排水処理担当	1名	変則	その他の業務関係者	施設清掃員	1名	通常		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																										
名称	担当	人数	勤務体制																																																																																																														
局職員	管理職	3名	通常																																																																																																														
	浄水管理係	6名	通常																																																																																																														
	設備係	11名	通常																																																																																																														
	水質管理室	8名	通常																																																																																																														
運転業者	管理業務担当	3名	通常																																																																																																														
	運転業務担当	8名	交代																																																																																																														
	排水処理担当	1名	変則																																																																																																														
その他の業務関係者	施設清掃員	1名	通常																																																																																																														
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	<p>部屋諸元 以下の各室を設けること。ただし、送水ポンプ室および水質検査室の合棟、分棟は問わない。 なお、プラント設備関係室は、施設の運転を継続しながら同一構造物内において設備の更新が可能な構造および規模とすること。 また、下表に示す想定規模は参考値とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>室名</th> <th>想定規模</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1)</td><td>送水ポンプ室</td><td>適宜</td><td></td></tr> <tr><td>(2)</td><td>監視室</td><td>適宜</td><td></td></tr> <tr><td>(3)</td><td>電気室</td><td>適宜</td><td></td></tr> <tr><td>(4)</td><td>コントローラ室</td><td>適宜</td><td></td></tr> <tr><td>(5)</td><td>フィーダ盤室</td><td>適宜</td><td></td></tr> <tr><td>(6)</td><td>発電機室</td><td>適宜</td><td></td></tr> <tr><td>(7)</td><td>水質計器室</td><td>適宜</td><td></td></tr> <tr><td>(8)</td><td>空調換気機械室</td><td>適宜</td><td></td></tr> <tr><td>(9)</td><td>水質試験室</td><td>適宜</td><td></td></tr> <tr><td>(10)</td><td>事務室 1</td><td>240 m²程度</td><td>局職員用</td></tr> <tr><td>(11)</td><td>事務室 2</td><td>160 m²程度</td><td>運転業者用</td></tr> <tr><td>(12)</td><td>会議室</td><td>90 m²程度</td><td></td></tr> <tr><td>(13)</td><td>書庫</td><td>120 m²程度</td><td></td></tr> <tr><td>(14)</td><td>油脂庫</td><td>20 m²程度</td><td></td></tr> <tr><td>(15)</td><td>休憩室 1</td><td>35 m²程度</td><td>局職員用</td></tr> <tr><td>(16)</td><td>休憩室 2</td><td>35 m²程度</td><td>局職員用</td></tr> <tr><td>(17)</td><td>休憩室 3</td><td>20 m²程度</td><td>運転業者用</td></tr> <tr><td>(18)</td><td>休憩室 4</td><td>20 m²程度</td><td>運転業者用</td></tr> <tr><td>(19)</td><td>休憩室 5</td><td>20 m²程度</td><td>施設清掃員用</td></tr> <tr><td>(20)</td><td>宿直室</td><td>15 m²程度</td><td>運転業者用</td></tr> <tr><td>(21)</td><td>更衣室 1</td><td>60 m²程度</td><td>局職員用</td></tr> <tr><td>(22)</td><td>更衣室 2</td><td>18 m²程度</td><td>局職員用</td></tr> <tr><td>(23)</td><td>更衣室 3</td><td>40 m²程度</td><td>運転業者用</td></tr> <tr><td>(24)</td><td>更衣室 4</td><td>18 m²程度</td><td>運転業者用</td></tr> <tr><td>(25)</td><td>シャワー室 1</td><td>5 m²程度</td><td></td></tr> </tbody> </table>		室名	想定規模	備考	(1)	送水ポンプ室	適宜		(2)	監視室	適宜		(3)	電気室	適宜		(4)	コントローラ室	適宜		(5)	フィーダ盤室	適宜		(6)	発電機室	適宜		(7)	水質計器室	適宜		(8)	空調換気機械室	適宜		(9)	水質試験室	適宜		(10)	事務室 1	240 m ² 程度	局職員用	(11)	事務室 2	160 m ² 程度	運転業者用	(12)	会議室	90 m ² 程度		(13)	書庫	120 m ² 程度		(14)	油脂庫	20 m ² 程度		(15)	休憩室 1	35 m ² 程度	局職員用	(16)	休憩室 2	35 m ² 程度	局職員用	(17)	休憩室 3	20 m ² 程度	運転業者用	(18)	休憩室 4	20 m ² 程度	運転業者用	(19)	休憩室 5	20 m ² 程度	施設清掃員用	(20)	宿直室	15 m ² 程度	運転業者用	(21)	更衣室 1	60 m ² 程度	局職員用	(22)	更衣室 2	18 m ² 程度	局職員用	(23)	更衣室 3	40 m ² 程度	運転業者用	(24)	更衣室 4	18 m ² 程度	運転業者用	(25)	シャワー室 1	5 m ² 程度			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	室名	想定規模	備考																																																																																																														
(1)	送水ポンプ室	適宜																																																																																																															
(2)	監視室	適宜																																																																																																															
(3)	電気室	適宜																																																																																																															
(4)	コントローラ室	適宜																																																																																																															
(5)	フィーダ盤室	適宜																																																																																																															
(6)	発電機室	適宜																																																																																																															
(7)	水質計器室	適宜																																																																																																															
(8)	空調換気機械室	適宜																																																																																																															
(9)	水質試験室	適宜																																																																																																															
(10)	事務室 1	240 m ² 程度	局職員用																																																																																																														
(11)	事務室 2	160 m ² 程度	運転業者用																																																																																																														
(12)	会議室	90 m ² 程度																																																																																																															
(13)	書庫	120 m ² 程度																																																																																																															
(14)	油脂庫	20 m ² 程度																																																																																																															
(15)	休憩室 1	35 m ² 程度	局職員用																																																																																																														
(16)	休憩室 2	35 m ² 程度	局職員用																																																																																																														
(17)	休憩室 3	20 m ² 程度	運転業者用																																																																																																														
(18)	休憩室 4	20 m ² 程度	運転業者用																																																																																																														
(19)	休憩室 5	20 m ² 程度	施設清掃員用																																																																																																														
(20)	宿直室	15 m ² 程度	運転業者用																																																																																																														
(21)	更衣室 1	60 m ² 程度	局職員用																																																																																																														
(22)	更衣室 2	18 m ² 程度	局職員用																																																																																																														
(23)	更衣室 3	40 m ² 程度	運転業者用																																																																																																														
(24)	更衣室 4	18 m ² 程度	運転業者用																																																																																																														
(25)	シャワー室 1	5 m ² 程度																																																																																																															

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等																																												
						<table border="1"> <tr><td>(26)</td><td>シャワー室2</td><td>5 m²程度</td><td></td></tr> <tr><td>(27)</td><td>洗濯室</td><td>30 m²程度</td><td></td></tr> <tr><td>(28)</td><td>給湯室</td><td>7 m²程度</td><td>各階に設置</td></tr> <tr><td>(29)</td><td>トイレ (男・女)</td><td>適宜</td><td>各階に設置</td></tr> <tr><td>(30)</td><td>トイレ (多目的)</td><td>適宜</td><td></td></tr> <tr><td>(31)</td><td>ゴミ庫</td><td>5 m²程度</td><td></td></tr> <tr><td>(32)</td><td>風除室、玄関ホール</td><td>適宜</td><td></td></tr> <tr><td>(33)</td><td>廊下、階段室</td><td>適宜</td><td></td></tr> <tr><td>(34)</td><td>エレベーター</td><td>適宜</td><td>県条例に準拠</td></tr> <tr><td>(35)</td><td>特殊ガスボンベ室</td><td>適宜</td><td>別紙4を参照</td></tr> <tr><td>(36)</td><td>水質検査室</td><td>適宜</td><td>別紙4を参照</td></tr> </table> <p>※上表に示す室については、以下の点に留意すること。 ・送水ポンプ室は、ポンプ必要台数の設置スペース、配管スペース、更新スペース、維持管理動線、機器搬出入スペースを考慮すること。 ・電気設備関係室は、電気盤の保有距離、更新スペース、維持管理動線、搬出入動線を考慮すること。各種法令に準拠した上で、同室としても良い。 ・空調換気機械室は、設備設置スペース、ダクトスペース、維持管理動線、機器搬出入スペースを考慮すること。</p>	(26)	シャワー室2	5 m ² 程度		(27)	洗濯室	30 m ² 程度		(28)	給湯室	7 m ² 程度	各階に設置	(29)	トイレ (男・女)	適宜	各階に設置	(30)	トイレ (多目的)	適宜		(31)	ゴミ庫	5 m ² 程度		(32)	風除室、玄関ホール	適宜		(33)	廊下、階段室	適宜		(34)	エレベーター	適宜	県条例に準拠	(35)	特殊ガスボンベ室	適宜	別紙4を参照	(36)	水質検査室	適宜	別紙4を参照			
(26)	シャワー室2	5 m ² 程度																																																			
(27)	洗濯室	30 m ² 程度																																																			
(28)	給湯室	7 m ² 程度	各階に設置																																																		
(29)	トイレ (男・女)	適宜	各階に設置																																																		
(30)	トイレ (多目的)	適宜																																																			
(31)	ゴミ庫	5 m ² 程度																																																			
(32)	風除室、玄関ホール	適宜																																																			
(33)	廊下、階段室	適宜																																																			
(34)	エレベーター	適宜	県条例に準拠																																																		
(35)	特殊ガスボンベ室	適宜	別紙4を参照																																																		
(36)	水質検査室	適宜	別紙4を参照																																																		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	ゾーニング (1) 防災対策 以下の室を上階へ配置すること。 ア 電気設備関係室 イ 監視室		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																														
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	ゾーニング (2) 維持管理性への配慮 ア 電気設備関係室は、原則として集約すること。 イ 事務室1、会議室は、正面入口の近傍に設けること。 ウ 事務室1、2、監視室、水質試験室、コントロール室は、原則として集約し同一のフロアに配置すること。 エ フィーダ盤室は、外部からの電力引込み位置に配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																														
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	ゾーニング (3) 環境への配慮 ア 発電機室は、原則として一般住宅から離れた位置とすること。 イ 水質検査室は、振動による分析機器への影響を避けた位置とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																														
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	ゾーニング (4) 見学者への配慮 ア 水質検査室、監視室、水質計器室は、見学ルートを考慮し、原則として集約すること。 イ 見学者用のトイレを、局職員および運転業者用とは別に確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																														
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	水質検査室 (1) 水質検査室は、次の構成を標準とすること。なお、各室に設置する検査機器や各室が備えるべき機能の詳細については、「別紙4水質検査室参考資料」に示す。 ア 検査室および前処理室(有機物、無機物、理化学、細菌) イ 研究室 ウ 天秤室 エ 保管庫(薬品、機材、特殊ガス) オ 廃棄物保管庫 カ 酸バス置場		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																														
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	水質検査室 (2) 配置計画は、採水した検査試料の運搬や車両への積込み等が容易となるように配慮すること。なお、運搬動線が2以上の階となるときは、昇降機の積載重量や寸法などの仕様についても配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																														
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	水質検査室 (3) 各室は、原則として個別に温度管理および施錠管理が可能な計画とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																														
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	水質検査室 (4) 検査機器がプラント設備機器等による振動の影響を受けないような配置、構造とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																														
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	水質検査室 (5) 各検査室には、他の検査項目からの汚染を防ぐための前処理室を、原則として個別に設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																														

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等																
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	水質検査室 (6) 各検査室内には、検査機器の設置スペースや器具の保管場所を確保すること。また、検査業務が支障なく行えるよう動線に配慮すること。なお、検査機器の設置スペースは、将来の検査機器更新を考慮した十分な広さを確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	水質検査室 (7) 各検査室の床は、耐薬品性のものとする。また、空調設備および換気設備は、他の検査室からの影響を受けない計画とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	水質検査室 (8) 各検査室の換気は、ドラフトチャンバーや溶媒濃縮装置、固相抽出装置などの強制排気装置を備えた機器を全て同時に運転することが可能な計画とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	水質検査室 (9) 各室に設置するコンセントは、接地極付きを標準とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	その他留意事項 (1) シャワー室には、シャワーユニット1基と脱衣スペースを設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	その他留意事項 (2) 会議室は、可動間仕切り等により分割(45㎡程度×2室)して使用できること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	その他留意事項 (3) 各事務室には、OA機器スペースを設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	その他留意事項 (5) 休憩室5は、更衣室の機能を兼ねるものとし、ロッカー等が設置できるよう配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	その他留意事項 (6) 休憩室5および洗濯室は、1階に配置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	その他留意事項 (7) 便器の個数は、空調和・衛生工学会「衛生器具の適正個数算定法」を参考とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	管理棟	消防用設備等 消防関係法令に基づき、建物規模、構造、用途に応じて防火対象物(消防法第17条)、危険物施設(消防法第10条)の消防用設備等を設置すること。なお、設置する消防用設備等は、所轄の消防機関と協議して決定すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	薬品棟 粉末活性炭棟	部屋諸元 以下の各室を設けること。合棟・分棟は問わない。なお、プラント設備関係室は、施設の運転を継続しながら同一構造物内において設備の更新が可能な構造および規模とすること。 <table border="1" data-bbox="955 1451 1546 1648"> <thead> <tr> <th></th> <th>室名</th> <th>想定規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>活性炭注入室</td> <td rowspan="6">適宜</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>薬注室</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>次亜室</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>小出槽室</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>電気室</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>風除室、廊下、階段室、換気機械室</td> </tr> </tbody> </table> ・機械設備関係室は、各設備設置スペース、配管スペース、更新スペース、維持管理動線、機器搬出入スペースを考慮すること。 ・電気設備関係室は、電気盤の保有距離、更新スペース、維持管理動線、搬出入動線を考慮する。各種法令に準拠した上で、分室としても良い。		室名	想定規模	(1)	活性炭注入室	適宜	(2)	薬注室	(3)	次亜室	(4)	小出槽室	(5)	電気室	(6)	風除室、廊下、階段室、換気機械室		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	室名	想定規模																							
(1)	活性炭注入室	適宜																							
(2)	薬注室																								
(3)	次亜室																								
(4)	小出槽室																								
(5)	電気室																								
(6)	風除室、廊下、階段室、換気機械室																								
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	薬品棟 粉末活性炭棟	ゾーニング (1) ケーブルルート、各注入点への配管ルートに配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																	

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	薬品棟 粉末活性炭棟	ゾーニング (2) 電気室は極力上階へ配置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	薬品棟 粉末活性炭棟	ゾーニング (3) 小出槽室は、自然流下とするため上階へ配置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	脱水汚泥保管棟	天日乾燥床に近接した位置とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	脱水汚泥保管棟	300㎡以上の規模とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	脱水汚泥保管棟	床・壁仕上げ等については、ローダー等の重機による室内作業に配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	脱水汚泥保管棟	基本設計を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	ストックヤード	天日乾燥床に近接した位置とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	ストックヤード	1,200㎡以上の可能な限り広い面積を確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	ストックヤード	床仕上げ等については、ローダー等の重機による室内作業に配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	ストックヤード	基本設計を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	見学・研修施設	以下に示す施設計画概要を参考に、場内整備等の設計を行うこと。 施設計画概要(参考) (1) 整備位置: 募集要項 別紙3に示す範囲 (2) 利用対象: 団体見学者(最大180名程度)、個人見学者、研修者(最大40名程度) (3) 建設時期: 新仁井田浄水場稼働後に建設予定地の既存施設を解体して実施予定 (4) 屋外での研修に使用する消火栓1基を、施設入口付近に設置予定		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	車庫	施設規模は普通自動車8台、ローダー1台分の駐車スペースを確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	車庫	ローダーの駐車スペースは現在浄水場内で使用されている車両寸法を参考とすること。(全長:4,395mm、全幅:1,690mm、全高:2,720mm)		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	車庫	屋根を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	車庫	基本設計を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	資機材倉庫	車両の出入が可能な90㎡以上の資機材倉庫兼工作室と120㎡以上の資機材倉庫を確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 土木・建築構造物設計の要求水準	資機材倉庫	基本設計を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	現場にて電動制御可能な設備については、自動・手動運転が可能な設備、構造とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	ポンプ設備は原則として予備機を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	各棟には浸水対策等のため床排水ポンプを設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	機器の搬入搬出、維持管理を考慮した荷役設備を必要箇所に設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	機器配置は日常の維持管理スペースや更新時のスペースを確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	処理水量の変動に対応可能な設備とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	高濁度時の対策を考慮した設備とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	沈砂池	機器の保守点検や清掃時の止水を目的とした流入、流出、連絡ゲートを設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	沈砂池	夾雑物除去のための手掻きスクリーンを設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	沈砂池	スクリーン目巾は後段機器の閉塞を考慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	取水ポンプ施設	取水ポンプは、浸水対策を考慮し維持管理性、ポンプ効率の優れた形式とするとともに、容量、台数についても事業者提案とする。ただし台数は3台(内1台は予備)以上とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	取水ポンプ施設	取水ポンプ急停止時の水撃現象を検討し、必要な水撃圧対策を講ずること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	取水ポンプ施設	取水ポンプは、水量調整のためVVVF制御とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	粉末活性炭処理方式とし、活性炭の種類は問わない。 ただし、豊岩浄水場と統一すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	粉末活性炭が原水に対して十分に混和、接触が可能な構造とし、系統ごとの運転を行う場合においても、最大浄水量における粉末活性炭接触時間が20分以上確保できること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	活性炭の注入率の設定範囲は、平均10mg/L、最大30mg/Lで想定しているが、事業者が提案すること。また注入率が任意に調節可能な設備とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	ウエット炭の場合、夜間の溶解作業を避けるため、溶解槽の容量は最大注入量に対して12時間以上の容量を確保するとともに、複数槽設け1槽は予備とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	ウエット炭を用いる場合は、フレコンバックによる受け入れとし、使用量と搬入頻度を考慮した保管場所を確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等																		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	活性炭処理設備	ドライ炭を採用する場合には、使用量や搬入頻度を考慮した貯槽容量とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	活性炭処理設備	ウエット炭の場合は開袋作業時、ドライ炭は受入時の粉塵対策を考慮した設備を設け、設備室内機器は粉塵対応仕様とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	混和池	混和池	攪拌方式は機械攪拌式とし、耐食性を考慮した材質とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	フロック形成池	フロック形成池	攪拌方式は機械攪拌式とし、耐食性を考慮した材質とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	フロック形成池	フロック形成池	季節変動による攪拌力を調整するための回転数制御装置を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	薬品注入設備	使用する薬品については、JWWA規格を満足した薬品を使用すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	薬品注入設備	消毒剤は次亜塩素酸ナトリウム(特級)、pH調整剤は苛性ソーダ、凝集剤はPACとすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	薬品注入設備	苛性ソーダは、48%濃度を受入れ20%に希釈し、使用すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	薬品注入設備	薬品の注入率は、高濁度時の対応を考慮し、以下を参考に事業者が「提供資料3仁井田浄水場薬品注入実績データ」を確認の上、提案すること。 <table border="1" data-bbox="931 1045 1584 1188"> <tr><td>(1)</td><td>中次亜</td><td>0.2~3.0mg/L</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>後次亜</td><td>0.2~0.5mg/L</td></tr> <tr><td>(3)</td><td>前苛性</td><td>0.2~11.0mg/L</td></tr> <tr><td>(4)</td><td>後苛性</td><td>0.1~4.0mg/L</td></tr> <tr><td>(5)</td><td>PAC</td><td>14.0~130mg/L</td></tr> </table>	(1)	中次亜	0.2~3.0mg/L	(2)	後次亜	0.2~0.5mg/L	(3)	前苛性	0.2~11.0mg/L	(4)	後苛性	0.1~4.0mg/L	(5)	PAC	14.0~130mg/L		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)				
(1)	中次亜	0.2~3.0mg/L																									
(2)	後次亜	0.2~0.5mg/L																									
(3)	前苛性	0.2~11.0mg/L																									
(4)	後苛性	0.1~4.0mg/L																									
(5)	PAC	14.0~130mg/L																									
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	薬品注入設備	薬品注入設備は自然流下方式とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	薬品注入設備	薬品注入配管は、最小注入量時においてもガスロックを生じないよう配慮し、適正な口径を選定すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	薬品注入設備	注入量を計測可能な設備とすること。 また、注入機は、原則として予備機を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	薬品注入設備	薬品貯留槽および小出槽の容量は以下のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="943 1566 1573 1717"> <tr><td>(1)</td><td>次亜貯留槽</td><td>10m³×3槽</td></tr> <tr><td>(2)</td><td>次亜小出槽</td><td>1m³×1槽</td></tr> <tr><td>(3)</td><td>苛性ソーダ貯留槽</td><td>20m³×3槽</td></tr> <tr><td>(4)</td><td>苛性ソーダ小出槽</td><td>3m³×1槽</td></tr> <tr><td>(5)</td><td>PAC貯留槽</td><td>30m³×3槽</td></tr> <tr><td>(6)</td><td>PAC小出槽</td><td>4m³×1槽</td></tr> </table>	(1)	次亜貯留槽	10m ³ ×3槽	(2)	次亜小出槽	1m ³ ×1槽	(3)	苛性ソーダ貯留槽	20m ³ ×3槽	(4)	苛性ソーダ小出槽	3m ³ ×1槽	(5)	PAC貯留槽	30m ³ ×3槽	(6)	PAC小出槽	4m ³ ×1槽		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
(1)	次亜貯留槽	10m ³ ×3槽																									
(2)	次亜小出槽	1m ³ ×1槽																									
(3)	苛性ソーダ貯留槽	20m ³ ×3槽																									
(4)	苛性ソーダ小出槽	3m ³ ×1槽																									
(5)	PAC貯留槽	30m ³ ×3槽																									
(6)	PAC小出槽	4m ³ ×1槽																									
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	薬品注入設備	薬品貯留槽は室内設置とし、次亜塩素酸ナトリウムについては温度管理を適切に行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	薬品注入設備	薬品室は耐薬品塗装を行い、安全で十分な維持管理スペースを確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																			

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	無注入の検知ができる設備とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	貯留槽から注入点まで容易にメンテナンスが可能な設備とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	必要な容量の防液堤を設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	防液堤からの排液方法を考慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	薬注配管は耐食性を考慮したものとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	薬品注入設備	小出槽の故障等を考慮し、移送ポンプから直接注入機へ流れるバイパス管を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	沈澱池	沈澱池は横流式とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	沈澱池	排泥設備は、汚泥掻寄機、傾斜板(管)、排泥弁、汚泥引抜ポンプ等により構成すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	沈澱池	汚泥設備の機種については、事業者の提案によるものとするが、閉塞や高濁度時の対応策を含めた機種選定とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	沈澱池	引抜汚泥を天日乾燥床に直接送泥するルートを設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	急速ろ過池	構造・方式は、事業者提案とする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	急速ろ過池	多層ろ過とし、ろ材の種類は事業者提案とする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	急速ろ過池	クリプト対策として、ろ過開始時のスロースタート・逆洗終了時のスローダウン運転、捨て水が可能な施設とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	急速ろ過池	ろ過速度は、原則として120~150m/日とする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	急速ろ過池	洗浄方法は逆流洗浄と表面洗浄とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	急速ろ過池	表洗・逆洗水の供給方法は、事業者の提案とするが、取水量が0の場合においても洗浄可能なものとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	浄水池	維持管理性に十分配慮して配管類(管、弁栓類など)を設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	紫外線処理設備	将来的な紫外線処理施設の設置を想定した施設、設備配置とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	紫外線処理設備	ランプは、交換時や故障時、更新時を考慮し複数機設置する計画とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	紫外線処理設備	ランプ破損時に破片の流下を防止するため、緊急遮断弁を設置する計画とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	送水先は、手形山配水場、御所野配水場系、豊岩配水場の3系統とし、御所野系は御所野配水場、椿川ポンプ場、雄和ポンプ場への多点送水とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	豊岩配水場へは、新仁井田浄水場と豊岩浄水場の2か所から送水されること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	各系統の送水量は図表15各施設の共通要求事項のとおりであること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	送水ポンプの形式および容量は事業者提案とするが、ポンプ台数は3台(内1台予備)以上とし、年次別の送水量に対応できる編成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	豊岩系はVVVF・流量制御、御所野系はVVVF・圧力制御、手形山系は台数制御とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	送水ポンプ急停止時の水撃現象を検討し、必要な水撃圧対策を講ずるものとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	ポンプの配置は浄水池から押込圧となる位置とし、配管はピット内に敷設し、維持管理動線を確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	排水処理施設	排水処理は、排泥池、排水池、濃縮槽の構成とし、濃縮した汚泥は天日乾燥床に送泥するものとする。各槽には汚泥を引抜くポンプを設け、濃縮槽には汚泥掻き機を設けること。濃縮槽以外への汚泥掻き機の設置は、事業者の提案とする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	排水処理施設	処理量については、「提供資料2原水水質実績データ」を確認の上、各自の浄水フローを考慮して排水処理施設の提案を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	排水処理施設	排水はオープンシステムとクローズドシステムの両システムに切り替えられるものとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	排水処理施設	汚泥引抜ポンプの型式は、汚泥の閉塞摩耗を考慮した形式を提案すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 機械設備設計の要求水準	排水処理施設	高濁度時には、沈澱池からの引抜汚泥を、排泥池および濃縮槽を経由せずに直接天日乾燥床に送泥して、上澄水を排水池を介して放流することが可能な構成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備	受電方式は、高圧2回線受電方式(予備電源)とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備	動力変圧器(400V、200V)は、1台休止時にも運用できるように、2バンク構成とし、高低圧母線には連絡盤を設けること。また、付帯・照明用変圧器のバンク構成は事業者提案とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備	配電電圧は、容量が大きい送水ポンプ設備を3相400Vとし、その他プラント負荷および建築付帯設備を3相200V、照明・コンセントを単相200-100Vで配電すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備	電力料金の低減を図るため、力率改善コンデンサを設置すること。改善後の力率は95%以上とし、進み力率とならないようにすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号 等
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備	商用回路と非常用回路の切替方式は、原則遮断器(CB)方式とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備	電気室は、原則2か所(管理棟、薬品・活性炭棟)とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備	高圧変圧器一次側への励磁突入電流抑制装置設置について、電気事業者に確認の上、必要に応じて設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備	薬品・活性炭棟の受電部は、VCB(真空遮断器)の一次側にDS(断路器)を設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備	取水ポンプ、御所野配水場系送水ポンプ、豊岩配水場送水ポンプは、VVVF制御とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備	VVVF制御を行う取水および送水ポンプは、高調波対策としてPWMコンバータ、サージ電圧抑制装置を設置すること。その他高調波を流出する機器を設置する場合は、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」に基づき計算を行い、対策の有無を確認すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備	将来の紫外線処理施設、見学・研修施設用の容量や電源分岐方法などを考慮した仕様とすること。また配線ルートについても将来建設予定地周辺まで埋設管を埋設し、ハンドホールまで整備すること。(埋設配管は建設予定地直近のハンドホール留めとする。)		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電機設備	容量は、(一社)日本内燃力発電設備協会の「自家発電設備の出力方法」により算出すること。また対象負荷は、本施設の運用を維持し、水供給に影響がないよう配慮するとともに、維持管理および保守が可能な設備を対象とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電機設備	パッケージ型ディーゼル機関とし、屋内に設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電機設備	定格電圧は、原則6kV級とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電機設備	始動方式は、電気始動方式を標準とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電機設備	新仁井田浄水場が72時間連続運転できる仕様の機器とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電機設備	使用燃料は、軽油とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電機設備	地下燃料貯留タンクの仕様は、原則、支柱躯体式(二重殻タンク)とし、定格運転24時間分以上の燃料が貯蔵できる容量とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電機設備	停電発生時において、始動・非常用電源切替が自動で行えること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電機設備	敷地境界での騒音規制値は、65dB(A)以下とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	動力設備	動力配電盤方式は、コントロールセンタ+補助継電器方式を標準とすること。VVVF起動の負荷(取水ポンプ、送水ポンプ)は、動力制御盤方式を標準とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	動力設備	単独運転回路は、補助継電器で構成し、LCD監視制御装置の故障時においても、現場での単独運転が行えるようにすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	特殊電源設備	設備の構成は、直流電源装置にインバータを組み込んだ装置(CVCF)を標準とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	特殊電源設備	蓄電池の方式は、鉛蓄電池(長寿命型)を標準とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	特殊電源設備	蓄電池の停電補償時間は、30分とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	計装設備	各施設は、「水道施設設計指針」の管理項目および既設の実績から以下のとおりとすること。(施設が複数系列ある場合は、系列ごとに測定可能なこと) <施設名 計測項目一覧> (1) 沈砂池・取水ポンプ施設・・・アルカリ度、電気導電率、紫外線吸光度、濁度、pH、水位、流量、水温 (2) 混和池・フロック形成池・薬品沈澱池・・・pH、アルカリ度、濁度、残留塩素、 水位、界面、濃度 (3) 急速ろ過池・・・濁度、pH、残留塩素(濁度は、原則系列ごとに測定)、 損失水頭、流量 (4) 浄水池・送水施設・・・濁度、pH、残留塩素、水位、流量、圧力 (5) 排水池・・・pH、濁度、水位、流量 (6) 排泥池・・・水位、流量、界面 (7) 濃縮槽・・・界面、水位、流量、濃度 (8) 薬品注入設備・・・タンク液位、小出槽液位、流量 (9) 活性炭処理設備・・・液位、流量 (10) その他・・・水質監視(魚類監視) ※排水流量は、河川放流、返送ともに計測可能なようにすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	計装設備	原水水量、ろ過水量、送水量等の測定は、電磁流量計を用いて行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	計装設備	流量計設置場所には、必要に応じてバイパス管等を設けること。 なお、バイパス管には、携帯式の流量計を設置できる直管部を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	計装設備	現在、豊岩配水場への送水は、仁井田浄水場1か所からのみ行われているが、更新後は、新仁井田浄水場および豊岩浄水場の2か所から送水されるため、以下の条件で制御を行うこと。 豊岩配水場の水位により、回転数十数制御を行い、豊岩浄水場送水ポンプを優先に運転を行う。新仁井田浄水場との通信異常が生じた場合の制御方法は、運用に支障がないよう事業者により提案すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	計装設備	御所野系は、御所野配水場、椿川ポンプ場、雄和ポンプ場の多点送水であるため、VVVF制御(圧力制御)を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	計装設備	ろ過濁度計は、1系列当たり1台設けること。また、ろ過池の出口には、手分析用のサンプリング口を各池に設けるものとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	監視制御方式は、管理棟を拠点とし、各設備に応じたコントローラによる分散制御を行う「集中監視・分散制御方式」とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	監視制御装置は、LCD監視制御装置とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	LCD監視制御装置の構成は、受変電・自家発電、取水・浄水・送水関連用、排水処理関連用、場外施設用の4台とし、適切な仕様・性能とすること。 なお、LCD監視制御装置は、メンテナンス時や設備の更新、増設による機能増設時の対応を考慮して、4台とも場内および場外施設の全ての設備情報が表示および制御できるようにすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	複数人による施設全体の常時監視や、見学者等への説明用として、LCD監視制御装置の画面を拡大表示する大画面モニターを1台設置すること。画面サイズは100インチ以上とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	運転管理データは、データサーバを設置し蓄積すること。また、データ消失を考慮し、二重化を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	各電気室には、設備単位でプロセスコントローラを設置し、連動制御および計装制御を行うとともに、信号の伝送も行うこと。また、プロセスコントローラの構成は、設備および制御の区分、維持管理性、経済性を考慮するものとし、事業者提案とする。なお計装信号は、直送により監視室の計装盤へ信号伝送すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	コントローラのCPUおよび電源は二重化し、信頼性を向上させること。(受変電設備、非常用自家発電設備、濃縮槽・排泥池・排水池設備、場外設備については、CPUおよび電源のシングル構成を標準とする。)		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	各種計測値、演算値、各機器の運転停止等の重要項目を対象としたトレンド機能を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	各種水質計測項目、各種流量および積算値、電力量等を対象として帳票機能を構築すること。収納されたデータは外部記憶装置等へ保存し、Microsoft社製Office Excelでの利用が可能なものとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	停電時の電源供給は、CVGFから行うこと。 なお、内蔵ハードディスクへのデータの保存期限は、以下のとおりとし、定期的に外部メディアに自動バックアップを行うシステムとすること。 項目と内容 (1) 時間ファイル 1分ごとのデータを1時間分保存し、これを1レコードとして、任意時間分保存すること。 (2) 日間ファイル 時間ファイル1レコードの集計データを1日分保存し、これを1レコードとして任意日分保存すること。 (3) 月間ファイル 日間ファイル1レコードの集計データを1月分保存し、これを1レコードとして任意月分保存すること。 (4) 年間ファイル 月間ファイル1レコードの集計データを1年分保存し、これを1レコードとして任意年分保存すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	場外施設の監視は専用回線により通信を行い、各場外施設のテレメータ装置は既設を流用する。1:N方式とする場合は、子局も更新すること。 ※場外施設(子局):手形山配水場、仁別浄水場、俄沢浄水場、松淵浄水場、御所野配水場、雄和ポンプ場、豊岩配水場、豊岩浄水場、椿川配水場 既設の場外系入出力項目表は別紙5を参照。なお別紙5は、「今回」の項目を既設の内容と読み替えること。 また、子局のテレメータ装置が、更新後の親局のテレメータ装置と互換性がない場合は、当該装置(子局)を更新すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	取水施設に設置される電動ゲートに関する制御、状態故障表示を本監視制御設備へ取り込むこと。また必要となる動力・制御ケーブルおよび電線管の布設は本事業の対象とする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	新仁井田浄水場試運転時において、仮設管理棟監視室で新・旧水運用の状態を常に監視できるようにすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	VPN回線により、水位、圧力、流量、残留塩素の信号を、上下水道局川尻庁舎の流量・水圧遠隔監視システム(局所管)に出力できるようにすること。なお、当該システムは、別事業で改修する計画であるため、取り合い区分や施工範囲は局と協議の上決定する。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	ITVシステム ・監視制御システムは、ネットワークシステムを標準とすること。 ・カメラ仕様は、ネットワークカメラを標準とすること。 ・カメラは、水質監視用として水質試験室、水処理システムの状況把握用として沈砂池、各ろ過池に設置すること。 ・防犯対策用のカメラ(建築電気設備)は可動式とし、敷地出入口のほか、各施設の出入口を確認できる位置に設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	各機器の機側へ現場操作盤を設置すること。盤の構成は、維持管理性を考慮するものとし、事業者提案とする。また活性炭処理設備においては、現場操作盤を粉塵対応仕様とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ / 図面番号 等																				
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	太陽光発電設備	太陽光モジュールは、シリコン系を標準すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	太陽光発電設備	設置場所は、上屋上とすること。最大公称出力は、107kW以上とすること。また、発電した電力は場内で消費すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	太陽光発電設備	維持管理を容易にし、発電効率等を考慮したレイアウトを提案すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	太陽光発電設備	JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」の値を用いた設計をし、当該設置環境に適した工法を採用すること。また、経済性および耐久性を十分に考慮すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	太陽光発電設備	太陽光モジュールの基礎は、建築側で考慮し、位置・荷重など十分に調整すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	太陽光発電設備	パワーコンディショナーは、力率一定制御機能付きとすること。また、メーカーによる出荷後10年以上の保証がなされていること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 電気設備設計の要求水準	太陽光発電設備	発電量、日射量、気温、パワーコンディショナー等の異常およびその他必要と考えられる項目の運転データを確認できるシステムを構築すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 場内設備設計の要求水準	場内設備	入出場門は、危機管理時の二重動線を考慮した配置とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 場内設備設計の要求水準	場内設備	外構施設は、新仁井田浄水場内の防犯を十分に考慮した施設とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 場内設備設計の要求水準	場内設備	フェンス等は、場外からの侵入等が容易にできない構造とし、積雪等の荷重に十分に耐えうるものとする。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 場内設備設計の要求水準	場内設備	周囲の景観に配慮すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 場内設備設計の要求水準	場内設備	維持管理上必要な位置に場内散水栓を設置すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 場内設備設計の要求水準	場内設備	場内のマンホール耐荷重、道路線形、舗装構成等については、大型工事車両の通行を考慮した構造とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 場内設備設計の要求水準	場内設備	屋外駐車スペースとして、以下のスペースを確保すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																					
						<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>車両規格</th> <th>必要数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>局職員</td> <td>普通自動車</td> <td>28 台</td> </tr> <tr> <td>運転業者</td> <td>普通自動車</td> <td>8 台</td> </tr> <tr> <td>施設清掃員</td> <td>普通自動車</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>見学者</td> <td>大型バス</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>その他の来客</td> <td>普通自動車</td> <td>5 台</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>車椅子使用者用 1 台を含む</td> </tr> </tbody> </table>	名称	車両規格	必要数量	局職員	普通自動車	28 台	運転業者	普通自動車	8 台	施設清掃員	普通自動車	1 台	見学者	大型バス	2 台	その他の来客	普通自動車	5 台			車椅子使用者用 1 台を含む		
名称	車両規格	必要数量																											
局職員	普通自動車	28 台																											
運転業者	普通自動車	8 台																											
施設清掃員	普通自動車	1 台																											
見学者	大型バス	2 台																											
その他の来客	普通自動車	5 台																											
		車椅子使用者用 1 台を含む																											

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号 等																											
	第2	3	(1)	各施設の共通要求水準 新仁井田浄水場 場内設備設計の要求水準	場内設備	以下に示す維持管理における関係車両の動線および駐車場所に配慮すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>車両規格</th> <th>頻度等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚泥移送</td> <td>強力吸引車 (10t)</td> <td>1～4回/週 (6往復/回)</td> </tr> <tr> <td>乾燥ケーキ移送</td> <td>ホイールローダ</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>薬品等の納入</td> <td>タンクローリー (10kL)</td> <td>1～2回/月 (1～2台/回)</td> </tr> <tr> <td>活性炭の納入</td> <td>提案による</td> <td>提案による</td> </tr> <tr> <td>軽油の納入</td> <td></td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>廃棄物収集</td> <td>バッカー車</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>沈砂池等の清掃</td> <td>強力吸引車他</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>点検、工事等受託者</td> <td>普通自動車他</td> <td>随時</td> </tr> </tbody> </table>	名称	車両規格	頻度等	汚泥移送	強力吸引車 (10t)	1～4回/週 (6往復/回)	乾燥ケーキ移送	ホイールローダ	随時	薬品等の納入	タンクローリー (10kL)	1～2回/月 (1～2台/回)	活性炭の納入	提案による	提案による	軽油の納入		随時	廃棄物収集	バッカー車	1回/週	沈砂池等の清掃	強力吸引車他	随時	点検、工事等受託者	普通自動車他	随時		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
名称	車両規格	頻度等																																		
汚泥移送	強力吸引車 (10t)	1～4回/週 (6往復/回)																																		
乾燥ケーキ移送	ホイールローダ	随時																																		
薬品等の納入	タンクローリー (10kL)	1～2回/月 (1～2台/回)																																		
活性炭の納入	提案による	提案による																																		
軽油の納入		随時																																		
廃棄物収集	バッカー車	1回/週																																		
沈砂池等の清掃	強力吸引車他	随時																																		
点検、工事等受託者	普通自動車他	随時																																		
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	構造	施設の運転を継続しながら同一構造物内において設備の更新が可能な構造とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画 (粉末活性炭棟、非常 用自家発電設備棟)	活性炭注入設備を設置する粉末活性炭棟を設けることとし、基本設計を行うこと。(豊岩浄水場)		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画 (粉末活性炭棟、非常 用自家発電設備棟)	非常用自家発電設備を設置する管理用建物を設けること。(豊岩取水場)		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画 (粉末活性炭棟、非常 用自家発電設備棟)	構造概要および外部仕上げ等は、原則、仁井田浄水場の要求事項と同様とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画 (粉末活性炭棟、非常 用自家発電設備棟)	浸水対策については、嵩上げ等躯体による対策を講じること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画 (粉末活性炭棟、非常 用自家発電設備棟)	建築設備は、原則、新仁井田浄水場の要求事項と同様とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画 (粉末活性炭棟、非常 用自家発電設備棟)	消防協議等の関係各所との調整は新仁井田浄水場と別途行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	建築計画 (粉末活性炭棟、非常 用自家発電設備棟)	電話交換機および放送アンプは既設を使用すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管(豊岩配水場 送水管)	豊岩浄水場から豊岩配水場への送水管を布設する。布設ルート、工法等は事業者提案とし、基本設計を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管(豊岩配水場 送水管)	水理計算、管厚計算等により、適切な口径、管種を選定し、必要に応じて管防護を施すこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管(豊岩配水場 送水管)	埋設配管は、ダクタイル鋳鉄管(耐震継手)を使用するとともに、必要箇所には伸縮可とう管を設置し耐震化を図ること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管(豊岩配水場 送水管)	躯体貫通部における止水を確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管(豊岩配水場 送水管)	流水の遮断、制御、水圧調整等を有効かつ安全に行うため、弁栓類を適所に設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管(豊岩配水場 送水管)	制御する水量、水圧等を検討し、適切な弁栓類を選定すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																												

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管(豊岩配水場 送水管)	弁栓類は交換が容易であるものとする。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管(豊岩配水場 送水管)	埋設弁栓類設置部には、弁筐又は弁室等を設けること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管(豊岩配水場 送水管)	維持管理および管体保護の観点からポリスリーブ被覆、管理設用明示シートを 施すこと。露出配管を行う場合には、防食を考慮すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管(豊岩配水場 送水管)	工事後の洗管等を考慮した排水管等を設置すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	場内配管(豊岩配水場 送水管)	送水管の立上り位置は、景観に配慮した位置とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	急速ろ過池改造(クリ プト対策)	クリプト対策として、ろ過開始時のスロースタート・逆洗終了時のスローダウン 運転が可能となるように必要な設備の改造を行うこと。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	急速ろ過池改造(クリ プト対策)	改造時における浄水施設停止可能時間は4時間程度であり、排水渠は全池共 通の構造であることを考慮した改造とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 土木・建築構造物設計の要求水準	受変電設備設置に伴う 改修	受変電設備を特高変電所内または管理本館工作室・作業員控室内へ更新す る場合は以下に留意すること。 (1) 受変電設備に必要な配線ピット工事のほか、受変電設備設置による荷重お よび発熱量に応じた建築、建築設備の改修を行うこと。 (2) 改修により、既設建築物の壁、床等に建築構造上の影響がないかを確認 し、影響がある場合は対策に必要な改修を行うこと。 (3) 防火区画の設定、消防用設備等の設置等、建築基準法および消防法上必 要な改修を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	現場にて電動制御可能な設備については、自動・手動運転が可能な設備、構 造とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	ポンプ設備は原則として予備機を設けること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	粉末活性炭棟には浸水対策等のため床排水ポンプを設けること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	機器の搬入搬出、維持管理を考慮した荷役設備を必要箇所に設けること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	機器配置は日常の維持管理スペースや更新時のスペースを確保すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	共通事項	処理水量の変動に対応可能な設備とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	粉末活性炭処理方式とし、活性炭の種類は問わない。ただし、新仁井田浄水 場と統一すること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	粉末活性炭は着水井に注入するものとする。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	活性炭の注入率の設定範囲は、平均10mg/L、最大30mg/Lで想定してい るが、事業者が提案すること。また注入率が任意に調節可能な設備とすること。			(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	ウエット炭の場合は、夜間の溶解作業を避けるため、溶解槽の容量は、最大注入量に対して12時間以上の容量を確保し、複数槽設け1槽は予備を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	ウエット炭を用いる場合は、フレコンバックによる受け入れとし、使用量と搬入頻度を考慮した保管場所を確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	ドライ炭を採用する場合においては、使用量や搬入頻度を考慮した貯槽容量とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	処理水と手洗いのための給水管を既設配管から分岐し、布設すること。配管の分岐位置は既設運転に支障ない箇所とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	活性炭処理設備	ウエット炭の場合は開袋作業時、ドライ炭は受入時の粉塵対策を考慮した設備を設け、設備室内機器は粉塵対応仕様とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	現況の浜田送水ポンプの更新および豊岩送水ポンプの新設を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	更新後の送水先は浜田配水場、豊岩配水場の2系統とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	各系統の送水量は図表15各施設の共通要求事項のとおりである。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	ポンプの形式および台数は事業者提案とするが、台数は系統ごとに3台(内1台予備)以上とし、年次別の送水量に対応できる編成とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	送水ポンプ急停止時の水撃現象を検討し、必要な水撃圧対策を講ずること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	豊岩系は送水量の調整のため、VVVF制御とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 機械設備設計の要求水準	送水施設	送水配管の一部を分岐し、逆流・表洗管、既設場内給水配管に接続すること(浜田送水管から分岐)。接続位置は別紙7を確認し、現況運転に支障のない箇所を取り合うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩浄水場)	受電方式は、高圧2回線受電方式(予備電源)とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩浄水場)	電力料金の低減を図るため、力率改善コンデンサを設置すること。改善後の力率は、95%以上とし、進み力率とならないようにすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩浄水場)	設置場所は、事業者提案とする。提案に当たっては、別紙6に示す特高変電所内、管理本館工作室・作業員控室内、新電気室(新築)を候補地とし、維持管理性、信頼性などを考慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩浄水場)	施設の運用に支障がないように切替え更新工事を行うこと。また、既設の特高変電所機器の撤去は本事業の対象とする。なお、所内変圧器盤、発電機引込盤は、更新対象外として既設を流用すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩浄水場)	管理本館の受変電設備は、400V系の変圧器、低圧主幹盤を更新対象とし、更新後は低圧母線連絡盤を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩浄水場)	配電電圧は、容量が大きい送水ポンプ設備を3相400Vとし、その他プラント負荷および建築付帯設備を3相200V、照明・コンセントを単相200-100Vで配電すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-Ⅸ

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等								
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩浄水場)	高圧変圧器一次側への励磁突入電流抑制装置の設置について、電気事業者 に確認の上、必要に応じて設置すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩浄水場)	商用回路と非常用回路の切替方式は、原則遮断器(CB)方式とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩浄水場)	豊岩配水場系送水ポンプは、VVVF制御とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩浄水場)	VVVF制御を行う送水ポンプは、高調波対策としてPWMコンバータ、サージ電 圧抑制装置を設置すること。その他高調波を流出する機器を設置する場 合は、「高圧又は特別高圧で受電する需要家の高調波抑制対策ガイドライン」に 基づき計算を行い、対策の有無を確認すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩浄水場)	別紙6を参考に今回事業者で設置する機器を負荷リストへ反映させ資料を提 示すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩取水場)	当該施設は、現状豊岩浄水場から高圧6kVで配電しているが、更新後は単 独受電とすること。また、受電方式は、高圧2回線受電方式(予備電源)とす ること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩取水場)	受変電設備は、原則既設を流用し、単独受電を行うために必要な設備の整備 を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩取水場)	商用回路と非常用回路の切替方式は、原則遮断器(CB)方式とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	受変電設備 (豊岩取水場)	別紙6を参考に負荷リストを整理し提示すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電設備 (豊岩取水場)	豊岩取水場は、本事業で単独受電とするため、非常用自家発電設備を取水場 内へ新設すること。場内の配置(案)は別紙6参照。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電設備 (豊岩取水場)	地下燃料貯留タンクの仕様は、原則支柱躯体式(二重殻タンク)とし、定格運転 24時間分以上の燃料を貯蔵できる容量とすること。また、点検口は、原則水密 蓋とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電設備 (豊岩取水場)	容量は、別紙6既設負荷リストを参考に(一社)日本内燃力発電設備協会の 「自家発電設備の出力方法」により算出すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	非常用自家発電設備 (豊岩取水場)	その他は新仁井田浄水場の要求事項と同様とする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	動力設備	送水ポンプの動力配電方式は、動力制御盤方式を標準とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	計装設備	各施設は、「水道施設設計指針」の管理項目および既設の実績から以下のと おりとすること。 <table border="1" data-bbox="988 1608 1516 1707"> <thead> <tr> <th></th> <th>施設名</th> <th>計測項目一覧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>浄水池・送水施設</td> <td>水位、流量、圧力</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>活性炭処理設備</td> <td>液位、流量</td> </tr> </tbody> </table>		施設名	計測項目一覧	(1)	浄水池・送水施設	水位、流量、圧力	(2)	活性炭処理設備	液位、流量		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	施設名	計測項目一覧															
(1)	浄水池・送水施設	水位、流量、圧力															
(2)	活性炭処理設備	液位、流量															
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	計装設備	送水量等の測定は、電磁流量計を用いて行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	計装設備	流量計設置場所には、必要に応じてバイパス管等を設けること。 なお、バイパス管には、携帯式の流量計を設置できる直管部を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)										

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	監視制御方式は、管理本館を拠点とし、各設備に応じたコントローラにより分散制御を行う「集中監視・分散制御方式」とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	更新対象範囲は、基本的に各設備コントローラおよび中継端子盤から上位側全てを対象とする。更新により不要となる既設盤の撤去も本事業の対象とする。(対象範囲、既設入出力項目表は別紙5参照。)新屋配水池、蛙根ポンプ場および2系設備は、今後使用しないため更新時に信号を削除すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	監視制御装置は、LCD監視制御装置とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	LCD監視制御装置の構成は、受変電・自家発電、取水・浄水・送水・排水処理関連用の2台とし、適切な仕様・性能とすること。 なおLCD監視制御装置は、メンテナンス時や設備の更新、増設による機能増設時の対応を考慮して、2台とも場内および場外施設の全ての設備情報が表示・制御できるようにすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	運転管理データは、データサーバを設置し蓄積すること。また、データ消失を考慮し、二重化を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	各電気室には、設備単位でプロセスコントローラを設置し、運動制御および計装制御を行うとともに、信号の伝送も行うこと。なお計装信号は、直送により監視室の計装盤へ信号伝送すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	コントローラのCPUおよび電源は二重化し、信頼性を向上させること。(受変電設備、非常用自家発電設備、排水処理設備については、CPUおよび電源のシングル構成を標準とする。)		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	豊岩浄水場-浜田配水場、仁井田浄水場-豊岩浄水場、豊岩浄水場-豊岩取水場のテレメータは、新規で設置すること。 なお、豊岩浄水場と豊岩配水場の通信は直送とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	各種計測値、演算値、各機器の運転停止等の重要項目を対象としたトレンド機能を設けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	各種水質計測項目、各種流量および積算値、電力量等を対象として帳票機能を構築すること。収納されたデータは外部記憶装置等へ保存し、Microsoft社製Office Excel形式での利用が可能なものとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	停電時の電源供給のため無停電電源装置を設置すること。 なお、内蔵ハードディスクへのデータの保存期限は、以下のとおりとし、定期的に外部メディアに自動バックアップを行うシステムとすること。 (1) 時間ファイル 1分ごとのデータを1時間分保存し、これを1レコードとして、任意時間分保存すること。 (2) 日間ファイル 時間ファイル1レコードの集計データを1日分保存し、これを1レコードとして任意日分保存すること。 (3) 月間ファイル 日間ファイル1レコードの集計データを1月分保存し、これを1レコードとして任意月分保存すること。 (4) 年間ファイル 月間ファイル1レコードの集計データを1年分保存し、これを1レコードとして任意年分保存すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	仁井田浄水場、豊岩取水場および浜田配水場の監視制御は、専用回線により通信を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	既存施設を稼働させながら更新工事を行うため、既存設備を十分調査の上、施設全体の機能に支障がないように、工事監督員と協議し、施工手順を決定すること。更新切替期間中においては、既設と新設の監視制御設備を同一室内で監視出来るようすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		
第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	事業期間中、仁井田浄水場用の既設クライアント端末装置を継続使用すること。当該装置の撤去については、監督員と協議の上決定すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)		

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等																								
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 電気設備設計の要求水準	監視制御設備	送水ポンプの機側に現場操作盤を設置すること。また活性炭処理設備においては、現場操作盤を粉塵対応仕様とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																									
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 場内設備設計の要求水準	場内整備	周囲の景観に配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																									
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 場内設備設計の要求水準	場内整備	場内のマンホール耐荷重、道路線形、舗装構成等については、大型車両の通行を考慮した構造とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																									
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 場内設備設計の要求水準	場内整備	機器の搬入、搬出等を想定し、必要数の作業車の駐車スペースおよび円滑な作業に必要なスペースを確保すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																									
	第2	3	(2)	各施設の共通要求水準 豊岩浄水場・豊岩取水場 場内設備設計の要求水準	場内整備	以下に示す維持管理における関係車両の動線および駐車場所に配慮すること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>車両規格</th> <th>頻度等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚泥移送</td> <td>強力吸引車 (10t)</td> <td>1～4回/週 (6往復/回)</td> </tr> <tr> <td>薬品等納入</td> <td>タンクローリー (10kL)</td> <td>1～2回/月 (1～2台/回)</td> </tr> <tr> <td>活性炭納入</td> <td>提案による</td> <td>提案による</td> </tr> <tr> <td>軽油の納入</td> <td></td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>廃棄物収集</td> <td>バッカー車</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>沈砂池等清掃</td> <td>強力吸引車他</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>点検、工事等受託者</td> <td>普通自動車他</td> <td>随時</td> </tr> </tbody> </table>	名称	車両規格	頻度等	汚泥移送	強力吸引車 (10t)	1～4回/週 (6往復/回)	薬品等納入	タンクローリー (10kL)	1～2回/月 (1～2台/回)	活性炭納入	提案による	提案による	軽油の納入		随時	廃棄物収集	バッカー車	1回/週	沈砂池等清掃	強力吸引車他	随時	点検、工事等受託者	普通自動車他	随時		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
名称	車両規格	頻度等																															
汚泥移送	強力吸引車 (10t)	1～4回/週 (6往復/回)																															
薬品等納入	タンクローリー (10kL)	1～2回/月 (1～2台/回)																															
活性炭納入	提案による	提案による																															
軽油の納入		随時																															
廃棄物収集	バッカー車	1回/週																															
沈砂池等清掃	強力吸引車他	随時																															
点検、工事等受託者	普通自動車他	随時																															
	第2	4	(1)	周辺影響調査・電波障害等対策・生活環境影響調査業務	事前・事後調査	建設工事を行うに当たり、必要に応じて以下の事前・事後調査業務を行い、改善が必要な場合の対策を行うこと。 ア 周辺影響調査 イ 電波障害調査 ウ 生活環境影響調査 エ 騒音・振動調査 オ 臭気調査 カ 家屋調査 キ 遺跡・文化財調査 ク 土壌汚染調査 ケ 上記のほか、工事に関連して必要と判断される調査等 コ 説明会資料の作成および説明会への出席 サ その他、局が必要とする調査の補助		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																									
	第2	5	(1)	建設業務	工事全般	工事期間中は、既存施設で浄水処理や送水を行い、需要者に水を供給しているため、各工事竣工段階に応じて、現在運用している既存施設と連絡し、遅滞なく供用を継続すること。また、既存施設の運転に支障を来たさない工程および工法とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																									
				建設業務	工事全般	工事期間中は、既存施設の運営に支障のないように、工事計画立案時に来場者の動線確保と安全対策を事前に検討して、局の承認を得ること。なお、来場者の概要については、次を参考とすること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																									

仁井田浄水場等整備事業
要求水準に関するセルフチェックシート

様式 3-Ⅸ

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等																																																																																																																																										
						<table border="1"> <tr><th colspan="3">(ア) 仁井田浄水場</th></tr> <tr><th>対象</th><th>車両規格</th><th>備考</th></tr> <tr><td>汚泥移送(豊岩)</td><td>強力吸引車(10t)</td><td>1~2回/月(6往復/回)</td></tr> <tr><td>乾燥ケーキ移送等</td><td>ホイールローダ</td><td>随時(構内運搬等)</td></tr> <tr><th colspan="3">薬品納入</th></tr> <tr><td>塩素剤</td><td>タンクローリー(10kL)</td><td>1~2回/月(2台/回)</td></tr> <tr><td>アルカリ剤</td><td>タンクローリー(10kL)</td><td>1~3回/月(1台/回)</td></tr> <tr><td>凝集剤</td><td>タンクローリー(10kL)</td><td>3~5回/月(2台/回)</td></tr> <tr><td>沈砂池等清掃</td><td>強力吸引車(10t)</td><td>1回/年(5か所)</td></tr> <tr><td>点検、工事等受託者</td><td>普通自動車他</td><td>随時</td></tr> <tr><td>局職員</td><td>普通自動車</td><td>28台/日(通勤)</td></tr> <tr><th colspan="3">運転業者</th></tr> <tr><td>管理業務担当</td><td>普通自動車</td><td>3台/日(通勤)</td></tr> <tr><td>運転業務担当</td><td>普通自動車</td><td>6台/日(通勤)</td></tr> <tr><td>排水処理担当</td><td>普通自動車</td><td>1台/日(通勤)</td></tr> <tr><td>施設清掃員</td><td>普通自動車</td><td>1台/日(通勤)</td></tr> <tr><th colspan="3">廃棄物収集</th></tr> <tr><td>一般廃棄物収集</td><td>バックカー車</td><td>1回/週</td></tr> <tr><td>資源化物</td><td>バックカー車</td><td>1回/月</td></tr> <tr><th colspan="3">浄化槽点検清掃</th></tr> <tr><td>点検</td><td>普通自動車</td><td>4~6回/年(3か所)</td></tr> <tr><td>清掃</td><td>吸引車</td><td>1回/年(3か所)</td></tr> <tr><td>見学者</td><td>大型バス</td><td>随時</td></tr> <tr><td>研修棟利用者</td><td>普通自動車</td><td>随時</td></tr> <tr><td>その他の来客</td><td>普通自動車</td><td>随時</td></tr> </table> <table border="1"> <tr><th colspan="3">(イ) 豊岩浄水場</th></tr> <tr><th>対象</th><th>車両規格</th><th>備考</th></tr> <tr><td>汚泥移送(豊岩)</td><td>強力吸引車(10t)</td><td>1~2回/月(6往復/回)</td></tr> <tr><th colspan="3">薬品納入</th></tr> <tr><td>塩素剤</td><td>タンクローリー(10kL)</td><td>1回/月(1台/回)</td></tr> <tr><td>アルカリ剤</td><td>タンクローリー(10kL)</td><td>2回/年(1台/回)</td></tr> <tr><td>凝集剤</td><td>タンクローリー(10kL)</td><td>1回/月(2台/回)</td></tr> <tr><td>沈砂池等清掃</td><td>強力吸引車(10t)</td><td>1回/年(5か所)</td></tr> <tr><td>点検、工事等受託者</td><td>普通自動車他</td><td>随時</td></tr> <tr><td>局職員</td><td>普通自動車</td><td>9台/日(通勤)</td></tr> <tr><th colspan="3">運転業者</th></tr> <tr><td>管理業務担当</td><td>普通自動車</td><td>3台/日(通勤)</td></tr> <tr><td>運転業務担当</td><td>普通自動車</td><td>6台/日(通勤)</td></tr> <tr><td>施設清掃員</td><td>普通自動車</td><td>1台/日(通勤)</td></tr> <tr><th colspan="3">廃棄物収集</th></tr> <tr><td>一般廃棄物等</td><td>バックカー車</td><td>1回/週</td></tr> <tr><td>資源化物</td><td>バックカー車</td><td>1回/月</td></tr> <tr><th colspan="3">浄化槽点検清掃</th></tr> <tr><td>点検</td><td>普通自動車</td><td>4~6回/年(2か所)</td></tr> <tr><td>清掃</td><td>吸引車</td><td>1回/年(2か所)</td></tr> <tr><td>その他の来客</td><td>普通自動車</td><td>随時</td></tr> </table>	(ア) 仁井田浄水場			対象	車両規格	備考	汚泥移送(豊岩)	強力吸引車(10t)	1~2回/月(6往復/回)	乾燥ケーキ移送等	ホイールローダ	随時(構内運搬等)	薬品納入			塩素剤	タンクローリー(10kL)	1~2回/月(2台/回)	アルカリ剤	タンクローリー(10kL)	1~3回/月(1台/回)	凝集剤	タンクローリー(10kL)	3~5回/月(2台/回)	沈砂池等清掃	強力吸引車(10t)	1回/年(5か所)	点検、工事等受託者	普通自動車他	随時	局職員	普通自動車	28台/日(通勤)	運転業者			管理業務担当	普通自動車	3台/日(通勤)	運転業務担当	普通自動車	6台/日(通勤)	排水処理担当	普通自動車	1台/日(通勤)	施設清掃員	普通自動車	1台/日(通勤)	廃棄物収集			一般廃棄物収集	バックカー車	1回/週	資源化物	バックカー車	1回/月	浄化槽点検清掃			点検	普通自動車	4~6回/年(3か所)	清掃	吸引車	1回/年(3か所)	見学者	大型バス	随時	研修棟利用者	普通自動車	随時	その他の来客	普通自動車	随時	(イ) 豊岩浄水場			対象	車両規格	備考	汚泥移送(豊岩)	強力吸引車(10t)	1~2回/月(6往復/回)	薬品納入			塩素剤	タンクローリー(10kL)	1回/月(1台/回)	アルカリ剤	タンクローリー(10kL)	2回/年(1台/回)	凝集剤	タンクローリー(10kL)	1回/月(2台/回)	沈砂池等清掃	強力吸引車(10t)	1回/年(5か所)	点検、工事等受託者	普通自動車他	随時	局職員	普通自動車	9台/日(通勤)	運転業者			管理業務担当	普通自動車	3台/日(通勤)	運転業務担当	普通自動車	6台/日(通勤)	施設清掃員	普通自動車	1台/日(通勤)	廃棄物収集			一般廃棄物等	バックカー車	1回/週	資源化物	バックカー車	1回/月	浄化槽点検清掃			点検	普通自動車	4~6回/年(2か所)	清掃	吸引車	1回/年(2か所)	その他の来客	普通自動車	随時			
(ア) 仁井田浄水場																																																																																																																																																			
対象	車両規格	備考																																																																																																																																																	
汚泥移送(豊岩)	強力吸引車(10t)	1~2回/月(6往復/回)																																																																																																																																																	
乾燥ケーキ移送等	ホイールローダ	随時(構内運搬等)																																																																																																																																																	
薬品納入																																																																																																																																																			
塩素剤	タンクローリー(10kL)	1~2回/月(2台/回)																																																																																																																																																	
アルカリ剤	タンクローリー(10kL)	1~3回/月(1台/回)																																																																																																																																																	
凝集剤	タンクローリー(10kL)	3~5回/月(2台/回)																																																																																																																																																	
沈砂池等清掃	強力吸引車(10t)	1回/年(5か所)																																																																																																																																																	
点検、工事等受託者	普通自動車他	随時																																																																																																																																																	
局職員	普通自動車	28台/日(通勤)																																																																																																																																																	
運転業者																																																																																																																																																			
管理業務担当	普通自動車	3台/日(通勤)																																																																																																																																																	
運転業務担当	普通自動車	6台/日(通勤)																																																																																																																																																	
排水処理担当	普通自動車	1台/日(通勤)																																																																																																																																																	
施設清掃員	普通自動車	1台/日(通勤)																																																																																																																																																	
廃棄物収集																																																																																																																																																			
一般廃棄物収集	バックカー車	1回/週																																																																																																																																																	
資源化物	バックカー車	1回/月																																																																																																																																																	
浄化槽点検清掃																																																																																																																																																			
点検	普通自動車	4~6回/年(3か所)																																																																																																																																																	
清掃	吸引車	1回/年(3か所)																																																																																																																																																	
見学者	大型バス	随時																																																																																																																																																	
研修棟利用者	普通自動車	随時																																																																																																																																																	
その他の来客	普通自動車	随時																																																																																																																																																	
(イ) 豊岩浄水場																																																																																																																																																			
対象	車両規格	備考																																																																																																																																																	
汚泥移送(豊岩)	強力吸引車(10t)	1~2回/月(6往復/回)																																																																																																																																																	
薬品納入																																																																																																																																																			
塩素剤	タンクローリー(10kL)	1回/月(1台/回)																																																																																																																																																	
アルカリ剤	タンクローリー(10kL)	2回/年(1台/回)																																																																																																																																																	
凝集剤	タンクローリー(10kL)	1回/月(2台/回)																																																																																																																																																	
沈砂池等清掃	強力吸引車(10t)	1回/年(5か所)																																																																																																																																																	
点検、工事等受託者	普通自動車他	随時																																																																																																																																																	
局職員	普通自動車	9台/日(通勤)																																																																																																																																																	
運転業者																																																																																																																																																			
管理業務担当	普通自動車	3台/日(通勤)																																																																																																																																																	
運転業務担当	普通自動車	6台/日(通勤)																																																																																																																																																	
施設清掃員	普通自動車	1台/日(通勤)																																																																																																																																																	
廃棄物収集																																																																																																																																																			
一般廃棄物等	バックカー車	1回/週																																																																																																																																																	
資源化物	バックカー車	1回/月																																																																																																																																																	
浄化槽点検清掃																																																																																																																																																			
点検	普通自動車	4~6回/年(2か所)																																																																																																																																																	
清掃	吸引車	1回/年(2か所)																																																																																																																																																	
その他の来客	普通自動車	随時																																																																																																																																																	
第2	5	(1)	建設業務	工事全般	事業者は、工事管理状況を局に毎月報告し、局から要請に応じ、施工の事前および事後説明を行うこと。また、局は、適宜工事現場における施工状況の確認を行うことができるものとする。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																																																												
第2	5	(1)	建設業務	工事全般	事業者は、着工に先立ち、近隣調査等を十分に行い、理解と協力を得て円滑な進捗を図ること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																																																												
第2	5	(1)	建設業務	工事全般	事業者は、工事関係者および外来者の安全確保と環境に十分配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																																																												
第2	5	(1)	建設業務	工事全般	資機材は新品に限る。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)																																																																																																																																												

仁井田浄水場等整備事業

様式 3-IX

要求水準に関するセルフチェックシート

No.	項目	項目	項目	項目	内容	要求事項(概要)	応募者 チェック欄	対応内容	提案書・様式ページ /図面番号等
	第2	5	(1)	建設業務	工事全般	特殊な材料を使用する場合は、局の承認を受けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	5	(1)	建設業務	工事全般	別途発注する工事との工程調整を行うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	5	(2)	建設業務	出来高確認及び完成確認	本業務は、秋田市建設工事検査規定(昭和56年秋田市訓令第6号)第3条各号に規定する検査区分に準じて確認等を行う。 事業者は、局の請求に基づき建設工事過程の出来高を報告し、中間または一部完成、出来高もしくは完成確認を受けること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	5	(3)	建設業務	完成図書および各種申請図書の提出	事業者は、更新整備業務に関し、以下の図書等を提出すること。 ア 完成図書 ……………5部 イ 工事精算書 ……………5部 ウ 設備台帳 ……………5部 エ 工事写真 ……………5部 オ 運転・維持管理関連図書 ……必要部数 カ 計画通知関連図書 ……………必要部数 キ その他各種申請図書 ……………必要部数 仕様、部数、様式等は、市の指示に従うこととし、完成図面については、竣工図書として提出すること。 また、工事期間中に承認図書として提出した検討書、計算書等は、竣工時に実施設計の報告書とあわせ、体系的にとりまとめ提出すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	5	(4)	建設業務	電子納品	事業者は、「第2 5建設業務 (3) 完成図書および各種申請図書の提出」で指定した図書等について、電子データを5部納品すること。 なお、ここでいう電子データとは、「工事完成図書の電子納品等要領」(平成25年10月秋田市)に定めるところにより作成されたものを指す。 提出する各電子成果品のファイル形式については、局の指示に従うこと。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	5	(5)	建設業務	建設に伴う各種許認可等の申請業務	建設等に伴う各種許認可等に必要な書類作成や協議、申請を、事業者の責任において行うこと。ただし、事業者が局に対して協力を求めた場合、局は資料の提出等、可能な範囲で協力すること。 ア 建築物省エネ法に基づく届出書 イ バリアフリー法に基づく特定生活関連施設新築等協議書 ウ 開発行為許可申請書 エ 建設リサイクル法による届出書 オ 景観計画区域内における行為の届出書 カ 消防用設備等設置届出書 キ その他各種申請図書		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	5	(6)	建設業務	工事期間中の対応	ア 事業者は、建設工事に必要となる電力、ガス、水道等を、自ら調達管理すること。 イ 事業者は、建設工事に関係して発生する汚水、雑排水および雨水排水を、適切に処分すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	
	第2	5	(7)	建設業務	環境対策	ア 省資源に配慮すること。 イ 省エネルギーに配慮すること。 ウ 温室効果ガスの排出抑制に配慮すること。 エ 周辺の生活環境(騒音、臭気、交通等)に配慮すること。 オ 周辺の景観に配慮すること。		(左記事項を確認のこと。) (要点を簡潔に箇条書きし、必要に応じ、具体的な対応を別途図面等で明示すること。)	